

議事録 (案)

| |
|---|
| 件名： 契約監視委員会 (2017 年度第 4 回) |
| 日時： 2018 年 3 月 2 日 (金曜日) 10:30~12:30 |
| 場所： JICA 本部役員会議室 |
| 委員長: 不破 邦俊 公認会計士 委員: 関口 典子 公認会計士 木村 琢磨 千葉大学大学院専門法務研究科 (教授) 乾 英二 国際協力機構 監事 |
| JICA: 加藤 正明 理事、調達部 (事務局) 藤谷 部長 他数名 総務部、企画部、社会基盤・平和構築部、東南アジア・大洋州部、南アジア部、東・中央アジア部、中南米部、産業開発・公共政策部、評価部、JICA 東京、JICA 北海道 (札幌)、JICA 沖縄、各数名 |
| 議題: 1. コンサルタント等契約及び研修委託契約の一者応札・応募に係る個別点検 (2016 年度契約) 資料 1 2. アドバイザー契約について 資料 2 3. 2018 年度の契約監視委員会の運営について (案) 資料 3 |

議事概要:

1. コンサルタント等契約及び研修委託契約の一者応札・応募に係る個別点検 (2016 年度契約) 【資料 1】

JICA: それではこれより第 4 回契約監視委員会のほうを開催させていただきたいと思えます。お手元の資料にございます通り、本日議題は 3 つございます。

1 つ目が 2016 年度コンサルタント契約及び研修契約にかかる一者応札・応募案件の審議、全部で 10 件ございます。2 つ目がアドバイザー契約の検討、3 つ目として来年度の契約監視委員会の運営方針について。以上でございます。

なお、議題 2 と 3 につきましては、事務局よりご説明を申し上げます。またその後、若干のご相談事項がございます。リストにございます通り案件が 10 件と多いところがございますので、議事進行に関しましては説明者よりの概要説明は省略させていただき、委員から直接質問をいただくという形で進行させていただければと思えます。議事進行へのご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

No. 1 ミャンマー国バゴー橋建設事業詳細設計調査

委員: では早速始めさせていただきます。今回 10 件ありますが、まず最初の 1 件目は、「ミャンマー国バゴー橋建設事業詳細設計調査」ということで、これ私が選ばせていただいたのですが、選定理由は単純に一番金額が大きかったということです。

それで、事前に業務指示書や契約書を拝見したのですが、結構大規模な契約で、内容は詳細設計調査で、道路を通す橋を作るという案件のようです。

それで、なぜ一者応札になったかということについては、この案件情報シートの 2 ページ目に書いていただいていますけれども、この業務従事者約 37 名という構成で行っていたので、同時に同じような案件が他にもあって、リソースがなかなか十分でなかった。結果と

して一者しか応募がなかったというご説明になっています。それで、4社が関心表明されていますけど、最終的にこの4社全部が共同企業体をつくってしまっているというような、そういう形ですね。

JICA：はい、そのような形になってございます。

委員：これはその各4社がこういうリソースが足りない中で、1社では引き受けきれないので、ということで、お互いに話し合っただけでそういうことになっていたという。

JICA：ヒアリングした結果、そういった回答のほうが多かったと認識しております。

委員：4社がジョイント・ベンチャーを作ることについては、特にJICAがそういうようなアレンジをしようというようなことはないのですか。

JICA：我々のほうでは、そういったことは一切行っておりません。

委員：あとこの準備調査というものは、準備調査を実施してこの詳細調査に入ったということでしたので、その準備調査というのはどこが実施したのですか。

JICA：当部ではなく、別の部署（地域部）が担当しました。

委員：今回この受注したジョイント・ベンチャーとは違うところが実施していたということですか。

JICA：結果的には同じ会社が受注されたということです。

委員：ジョイント・ベンチャーの構成員も今までと同じですか。

JICA：先行案件についてはA社が共同企業体代表社に立っておって、そこをオリエンタルコンサルタント、日本工営ということで、一部参加企業においては重複がございます。

委員：それで、これが終わって詳細設計が終わった後の実際の工事は、ミャンマー国が自分で発注するようなかたちでしょうか。

JICA：はい、そうなります。

委員：契約書を拝見すると、結構1人の方が7～8回か日本を行ったり来たりしているようなことで、大体1年半とか2年ぐらい拘束されているような大きな案件なので、なかなか人が集まらないという事情は分かるかなと思うところがございます。あとほかの委員の方でこの件についていかがでしょうか。

委員：すみません、鉄道案件のときに同じような質問をしますけど、一者応札は基本的に適正な質のものを適正な金額でやったかということを確認することになると思うので、例えば本件は詳細設計で入札図書を書いていますけども、これのチェック体制というのとはど

うなっているのでしょうか。

それから、その入札図書を作るにあたって、例えばこれはそうでもないかもしれないけど、鉄道案件等ではかなりの枚数になると思うのですが、受注者の人たちが配置されて書いているのか、それとも、孫請けじゃないですけど下請けに出してそれをチェックしているのかという、まずはチェック体制を聞きたいと思います。

JICA：はい、チェック体制のほうは、コンサルタント業務の中に設計照査という形で、照査団員のほうも配置するよう指示は出しております。こちらお手元の案件情報シートの2ページ目の業務従事者「37)照査」というような形で、この方が設計内容の照査を実施し、照査報告書をJICAに提出するようしております。

委員：ただ、これは共同企業体の構成員が自分たちで自分の調査をチェックして、照査して、それで問題なしとしているということじゃないですか。

JICA：基本的には国の国交省の照査の考え方を踏襲するように我々のほうもしております。国交省のほうでも照査をする場合は、その設計従事者ではなく、また別の観点での人を配置するようという形で、それで、そういった形での指示を出しておりますので、その設計者が自分で照査をするということはないと認識しております。

委員：共同企業体の構成メンバーではあるわけですよね。ただ、それは日本のシステムでそうなっているということでもいいですか。

JICA：はい。

委員：はい、分かりました。あと金額ですけど、これは高ぶれするとかそういうことは特になく、予定の中で想定された仕事に対する正当な金額だったのでしょうか。

JICA：我々の事前の積算においては、M/Mの策定においては国交省の調査と積算要領の基準を準用して、それで算出し、JICAの単価に割り戻してM/Mのほうを算出しておりますので、こちらは国交省の基準とほぼ似通った要員計画になっていると認識しています。

委員：応礼してきて、決着のついた契約金額もその中でやったということによろしいですかね。

JICA：はい、予定価格の範囲内でした。

委員：差支えなければA社さんが抜けた原因というのは、大体もう同じ方が次も受注するのが想定されるのですが、何か理由があったのでしょうか。

JICA：はい、A社さんは、主に計画、交通量推計とかそういったところを得意にされている会社ですので、今回は構造物の橋梁構造物等の設計というような形でA社さんのほうは参加されなかったと認識しております。

委員：はい、ありがとうございます。

委員：いま委員がおっしゃった話の延長ですけど、照査、チェックというのは、内容自体も国交省基準に準拠しているのかどうかというのを聞きしたいのと、それから、このへんは国内であれば別会社でやっているというところはないですか。

JICA：照査については二通りのやり方がありまして、設計業務を請け負った社が社の中で監査体制・照査体制を構築して、第三者、この組織の中ですけども設計業務に従事していない別の者が牽制的に照査を行うという体制を構築する場合と、それから、外部照査に出す場合とございます。大きな案件の場合なり、設計が非常に複雑なものとか高度なものの場合には、外部の照査体制を構築してチェックするということがあります。JICA の案件に関しましても、例えばインドの高速鉄道の案件等におきましては内部照査に加えて外部照査という二段構えをしております、ただ、このバギー橋梁のケースに関しましては構造物としてはそれほど高度なものではないということから、内部の照査のほうをやっています。これは国内も同様の形をとっております。

委員：それで、基準は。

JICA：基準は高度な難易度の問題でやります。

委員：そういう抽象的なものですか。

JICA：そうです。

JICA：設計の基準ということでございますか。

JICA：内部照査と外部照査はいろいろ。

委員：両方聞いているのですが、内部照査に留めるのか外部照査を義務付けるのか、その基準は今おっしゃったとおりでしょうか。

JICA：特に大きな決まった基準を、例えば金額の規模であるとか、あるいはその難易度について明確な基準を持っているというわけではありませんが、今回のものについては道路の整備とそれから一般的な橋梁の整備ということでしたので、内部の照査だけで対応可能ということでございます。

委員：もう一つ基準としてお聞きしていたのは、照査の具体的な中味は国交省と同じものを使っているのでしょうか。

JICA：はい、照査の手順としては、基本的に国内で行っているのと同じ手続きを踏んでいます。それぞれの段階において必要な照査の項目というのがありますので、それを踏襲しています。

委員：よろしいですか。では、この案件はこれで終わらせていただきます。

No. 2 北米・中南米地域生活改善広域アドバイザー

委員：次は2番目の案件で、「北米・中南米地域生活改善広域アドバイザー」ということでもあります。これは委員が選んでおられまして、理由としては「曖昧な件名に思われます。内容を確認させてください。」ということです。

委員：はい、選定理由は今の通りで、要するに何が対象で、生活改善って具体的にどういったことをアドバイスしていくのかというのが、タイトルからでは分からなかったのも、内容を聞きたいということで選定しております。

それで、この案件情報シートを読んで私が疑問に思ったのは、まずこういった生活改善広域アドバイザーを、ほかの国でもやっているのかということ。それと、これは今後、この次もまた継続してずっとこれから5年、10年と行っていくものなのか、この2点についてご回答いただければと思います。

JICA：はい、ありがとうございます。生活改善自体は日本の戦前、明治・大正時代からやられているものでして、特に戦後日本の荒廃した中から農村地域あるいは都市地域で生活を改善していこうというもので、代表的な例は、日本でも、あるいは今の途上国でもそうですけども、例えば自宅にかまどがあって、室内換気を良くするために竈を改良しようということでガスを使ったり、いろんな形にしていってわけですけども、特に地方での自治体や地域社会が中心になってやられてきた一手法で、日本がいわゆる途上国と言われるような段階からどんどん発展していくにしたがって、国民の生活がよくなってきた際に使われた手法ということです。この日本の開発経験を、途上国に伝えるという意味では、生活改善手法というのはこの国際協力の分野では非常に確立されたものになっております。そういう意味では生活改善という言葉自体は、かつての日本の特に各自治体・地域社会等では使われていた言葉ですし、今この平成の時代になって各自治体でそこまでやっていないかもしれませんが、開発の中では途上国からこれからどんどん発展していくためにも、アプローチの一つとしては国際協力の中でよく使われております。そういう意味でほかの国でということについては、特にアジア・アフリカも含めてやられている事業がございます。特にこの案件について言うと、この案件フェーズ2のような位置付けになりますけども、この後継プロジェクトというのは想定しておりません。

委員：ということはわりと確立された方法論もできあがっていて、対象となる国もこれからどんどん拡大していくというようなことでしょうか。

JICA：私の認識ではここ20、30年JICA自身が支援のアプローチとしてはある程度やってきたので、これ以上拡大するということはないのかなという印象は持っています。特に中南米について言うと中進国になっている国が多いので、これ以上拡大するということはないと考えております。ただ、依然として都市部と農村部の格差がございますので、それを埋める手法としては今後も有益かなとは思っております。特にこの案件についてフェーズ3をやるかという話は今現在ございませんし、特に予定もしてはおりません。

委員：はい、分かりました。あと、ここの受注者のほかにも受注可能性は何社かあるので、そういう意味ではまた今後こういった案件が出てきたときには、それぞれの社が出てくるのでしょうか。

JICA：そうですね、はい。今回1社というのは関心を示していただいたというか実際に能力もあるところもあるわけですが、どうしても業務を受注する期間として厳しいという判断があったというふうに聞いております。加えて関心を示した3社のうちの1社についてはフェーズ1を受注したところが、どうしてもやはり経験値としても高いので、途中からの受注が難しいと判断されたと伺っております。いずれにしても他社は要員の人繰りがつかなかったので、応募に至らなかったというふうに聞いております。

委員：そのへんの要員の人繰りというのは、何か改善できるようにしたらどうでしょうか。

JICA：我々とすればほかの案件、特に中南米地域になるとスペイン語圏という言語の縛りもございますので、スペイン語圏でこういう案件が同じように走っている場合に、時期的に一緒にならないようにという工夫は考慮していかなきゃいけないと考えているところで

委員：言語って難しいかもしれないですね。

JICA：そうですね、はい。

委員：あとは、相手国との中で、研修みたいな形でもっと裾野を広げるのは入っていないのですか。

JICA：実際もともとこの事業自体はフェーズ1、フェーズ2とお伝えしましたが、それ以前2005年から日本国内で研修をやってきて、その成果として現地側でどれだけ技術を定着させるか、あるいは体系づけられるかということをやっています。もともとこの種のものというのは研修でどんどん裾野を広げていっているものです。それで、今現在は専門家を派遣して現地側でもより定着させるためにということで、この専門家派遣事業をやったということでございます。

委員：もっとももっと裾野を広げるようにというか、そういったことも努力し続けていただければと思います。

JICA：そうですね、はい。ありがとうございます。

委員：いろんな案件あるので、あまり時間取るのはどうかと思いますが、今おっしゃった研修というのは中南米の人が日本に来て研修を受けたということですよ。

JICA：そうですね、はい。

委員：だとすれば、その人を核にして裾野を広げていくというのが、本来あるべき姿だと思います。何を申し上げているかというと、スペイン語の要件というのは本当に必須なのですか。その日本に来た人は英語をしゃべれるわけですね。だとすれば、その人たちが媒介になって、生活改善の質の向上の中核になる、そういう発想はありえないですか。だから、私はスペイン語の要件なんていらなと思うのですけど。

JICA：もちろん基本的な考えはそうございまして、その方々がそれぞれの国に戻って中核的に動いていただくということを想定はしております。それをより徹底するために、今回この専門家を現地に2回派遣しました。具体的にはそれぞれの国で技能を身に着けた方々が活動されているのですけれども、どうしても個別・個々の事例で非常に頑張っているけれども、それが地域全体に共有もされていないですとか、あるいはそれぞれ省庁との関係でうまく見えにくいところがあって、それで今回この専門家を派遣することによって、地域的なつながりを、中米それぞれ小さな国が多いですので、共通した見える化を進めるといふシステムを作りまして、いろんな人たちがアクセスできるような形にするということと、それぞれの政府にも確実に働きかけてもらう。それはもちろん、中核的な研修生・OBの方々がやらなきゃいけないところですが、その足りないところを補足するために、現地政府との交渉も含めて専門家を派遣したということでございます。

委員：研修の内容がどういうものだったのか、今回の案件とどういう関係にあるのかというのは、詳細に見ないと分かりませんが、イメージ的には、ばらばらにやっていて、足りないところを補うという感じで、あまり効率的ではないと思うのです。政府との交渉なんていうのは、まさにこの中核となる人がやるはずですが、イメージ的で結構ですが、それでも、「足りないところ」とおっしゃる、研修員でカバーできないというのは何パーセントぐらいですか。

JICA：それぞれの帰国された研修員は日本で取得した技術を基に一生懸命やられていると思いますけれども、それをその国を超えて共有するということがどうしても足りなかったというところで、我々が一緒に補足するというようなことをやったということです。イメージ的にはどうでしょう・何とも言えないですけれども、3分の1程度とかは、専門家が行かないとできなかった部分が多かったのかなと思っております。

委員：そのへんは研修のあり方にも関わりますので、これ以上言ってもしょうがないと思いますけれども、連携してやるというのは当然の要請ですので、もう少し工夫していただきたいということを述べるに留めたいと思います。

JICA：はい、ありがとうございます。

委員：ちょっと私から質問で、このアールディーアイという会社、ちょっとネットで調べていたのですが、コンサルタント個人の方がたくさん寄り集まって、会社つくって、農業関係の仕事を受けておられるような印象を受けたのですが、JICAの仕事はたくさん受けておられるのですか。

JICA：そうですね。それほど大きなところではないので、たくさんというわけではないと思いますが、この場合については、その研修事業、国内でやるものも対応しておりますので、経験はあるというふうに考えております。

JICA：私どもの事業に参加しているコンサルタント企業は、いわゆる業務実施契約という大きいものを中心に受注しているところと、あとこの単独型といういわゆるその一人一人をベースにした契約を中心に受注している社とありまして、後者のコンサルタント企業のなかである程度数、10~20社ぐらいはたくさん受注しているところがございます、ア

ールディーアイさんもその一つでございます。

委員：この JICA 筑波というのは、案件情報シートで書かれているのですけれども、これはなんかこの案件と JICA 筑波の関係はどういう。

JICA：まさに先ほど、今回専門家を派遣したのですけれども、その前段で、日本の国内で研修をしたと申しましたけれども、その研修を実施したのが JICA 筑波です。

委員：分かりました。

委員：JICA 筑波で終わらせて、「あとはお願いします。」と言うのが一番いいのであって、なんか行ったり来たりはしないほうがいいのかなと思うのですけれども、どうなのでしょうね。

JICA：それが望ましい形だと思いますけれども、やはりどうしても不足するところがありますし、あるいは、日本で学んだことを確実に定着させるという意味では、やはりフォローアップ的に専門家の派遣事業を通じて、専門家の方々が行って、不足のところとかあるいはうまくいかないところを直接行って伝える、定着させる、徹底するという意味では、専門家派遣事業という、この種の事業というのは必要というふうに考えているところです。

委員：必要なのですね。

JICA：はい。

No. 3 カンボジア国ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査

委員：次は3番目の案件にいきたいと思います。これは委員のほうが選定されて、「事業内容を確認したいため。また、他の契約締結方式にする可能性について、説明を求めたいため。」ということです。

委員： 案件情報シート2ページ目の項目は洪水の対策というところで、2つ目の●ですが、「案件の特性を考慮した上で、可能な範囲で港湾と通関を分ける」というふうに書いていて、ちょっとやんわりした言葉でイメージできないのですが、本件については分けられたという認識でよろしいのですか。

JICA：いえ、本件は一体で通関と港湾を実施しております。

委員：やろうと思えば分けられたという案件だと、ご認識されているのですか。

JICA：可能ではあったと思います。

委員：可能でしょうね。まさに、港湾 EDI だけでやったのを、ここで私は選んだ覚えがあるのですけれども、あれとの違いはなんですか。あれ確かミャンマーだったと思うのですが。

JICA：分けることももちろん可能ではありましたが、今回ナショナル・シングル・ウィンドウということで、通関それから港湾の貨物情報を一体的に電子処理するということについて、現状それから改善策を一体として提案をしたいということを我々としては考えまして、今回はあえて一体といたしました。

委員：それはともかくとして、前の案件とどう違うのか、私も記憶が定かでないので、ご説明はいただけないですか。

JICA：前の港湾の、おそらく準備調査、設計にかかわる契約のご認識かとは思いますが。本件、その設計ですとか仕様を考えるものではございませんので、あくまでもそのカンボジアにおいて通関であったり港湾であったり、そういったことも含めたナショナル・シングル・ウィンドウをどのようにやっていきたいかということ、物流全般でまず現状把握をしていくというものでございました。その中で、どのようなあり方・手続きが望ましいかといったものを整理するというようなことでございましたので、設計とかそういったものではないという意味では違いがございます。

委員：ということは、時系列的に言えば、これが前段階にあって、その後に設計的な、前にやったような案件が出てくるという、そんなイメージなのですかね。

JICA：はい。無償資金協力として調査をするということになりましたら、そういった設計を行うような調査がこの後出てくるということです。

委員：港湾 EDI は、なかなか世界的に普及しづらいなんていう評価もあるようですけれども、他ではこの種の案件、港湾 EDI とかあるいは NACCS 的なものを行っている事業というのはあるのですか。

JICA：過去、NACCS に関してはベトナムとミャンマーで、無償資金協力で整備をした実績がございます。いずれも、NACCS センターに関しては関税局とともに支援を行いまして、幸い今どちらも導入されて稼働中ということでございます。それで港湾 EDI はミャンマーで導入です。

委員：ということで、分けようと思えば分けられるという話にもなるのですが、それは一つのポイントとして、もう一つは、今上げていただいた事業って、どこが取ったのですかね。

JICA：NACCS に関しては、こちらに入っております通称 NACCS センターですね、輸出入・港湾関連情報処理センターさんでございます。

委員：港湾 EDI、ミャンマーについては。

JICA：ミャンマーに対しては、B 社が開発に携わっております。

委員：そうですか。

JICA：一応、NACCS に関しての調査が、通称 NACCS センターで、ベンダー・受注企業は C 社になっています。

委員： 私の記憶だとミャンマーには、システム関連のメーカーのどこかが入っていることは確かなのだけれども、その構成員としてこの D 社が入っていましたね。ここがなければ動かないですよ。

JICA：必ずしも入ってないと、動かないというわけではありません。

委員：そうですか、いずれにしても、NACCS センターは不可欠ですよ。

JICA：ええ、そうです。日本において、司っているのは、まさに NACCS センターでございます。

委員：要するに、NACCS センターとかこの D 社が入らないと、港湾とか通関の仕組みというのはやれないはずなのです。結局このあたりも、言ってみれば政府系の事業者が入って、それをアシストする形で、システム関連企業が参入するというほかないというふうに私は認識しています。だとすれば、こういうものについて競争性を確保するというのは、通常のプロセスではできないはずだという話をしたはずで、むしろ NACCS センターとか D 社が核となって、それをアシストする構成員をどう選ぶのかという話になるはずですよ。だとすれば、その本体部分は NACCS センターとか D 社が取って、それでその補助的なものを、他の純民間的なコンサル系の会社が取っていくというほかないと思うのですが、ここにある方向性しか書かれていないのであれば、今のようやり方でここで議論していいのかどうかということなのです。

だから、考え方としては、もう完全にその本体部分は NACCS センターとか D 社に委ねて、国交省とか財務省系の人たちが持っているノウハウを使う。これを大前提として、そのアシスト部分だけを競争性・入札性を担保する、競争入札を図るということはある程度得ると思うのですが、それは無理ですか。実質的にみて、NACCS センターなどを通じた政府調達と考えるわけです。

JICA：今の委員のご指摘の件は、例えば方法としては、特命補強という形で、その NACCS に関する業務のみを取り出して、そこの担当部分だけを特命で、ある程度契約相手先を JICA のほうで特定した上で、それ以外の部分を競争で選ぶという可能性はあろうかと思えます。

それで港湾に関しては、確かにこの D 社が受注しているケースが多いですけども、それ以外のところで受注しているケースも少ないとは言え、ないわけではございませんので、そこはあまり限定しないほうがよろしいのではないかと思います。

委員：委員の今のご趣旨にご質問で恐縮なのですが、そうすると D 社とは特命随意契約で JICA がやり、そしてその後の補強の部分だけ競争するというふうにおっしゃったということですか。その特命随意契約のポイントは、JICA が考えればいいと、要するにここしかやれないという判断ですね。

委員：はい、そうです。

委員：あ、分かりました。ちょっと趣旨の確認だけだったので。ただ、そうすると特命随意契約は、JICA の意思で決まっていくような気がしていて、それが大丈夫かなという気が私は逆にするのですが。

委員：それこそ参加意思確認公募を 1 回やってみれば分かると思いますけれども、誰も手上げないと思います。今おっしゃった港湾で、他の事業者が手を挙げたというのは、どういう案件ですか。

JICA：これは、例えば最近、あれはモロッコだったと思いますけれども、港湾関係の調査です。

委員：いや、港湾関係じゃなくて、港湾 EDI とか NACCS 関係で。

JICA：EDI 関係ということ言うと、すみません、ちょっとわかりません。

委員：おそらく、さっきのミャンマーしかないはずで、ミャンマーの案件は、確か D 社入っているのです。だから、ほかはあり得ないと私は思いますし、それを確認するというのなら参加意思確認公募やっていただいて結構ですけれども、結局、特定の事業者・特定の機関しかできないわけで、それを今ここで議論してもしょうがないと思うのです。だから、前回からどれだけ改善されたのかということをお願いしたいがために、これ選んだのです。

あるいは、もうこれはこういうものではないかと思うか。要するに、D 社とか NACCS センターとうまく組んだ人間がやるのだということ諦めるのなら、それなりの手順を踏んで、こういうリストから外していただきたいと申し上げているのです。

JICA：私、この案件スタート段階でカンボジア事務所の所長をやっておりまして、この案件についてどういう発注の仕方をするかというふうな話を本部としましたが、この案件に限って言いますと、具体的には通関の電子システムとしては、ASYCUDA というのが既に入っていて、NACCS ではないようなシステムが入っているということなのですが、将来の NACCS の導入の可能性も含めて、本来であれば NACCS センターと相談するというのが通常ではあるのですが、この案件に関しては公示をして、競争で選ばせていただいたのですが、それはナショナル・シングル・ウィンドウという、全体のシステムを統合的に管理するシステムの導入も含めて、システム全体を検討するという調査であったがために、特に特命で NACCS センターとかこの D 社とかと契約することを前提にしたものではないと。その意味はナショナル・シングル・ウィンドウという、言うなればいろんなシステムの上に、国の統一のシステムとして構築するところについては、必ずしもそんな競争を阻害するものではないので 競争は成り立つだろうということで、これを競争に付したというのが経緯なのです。

案件によってはそういう、どこの段階から調査を掛けるかによって、スペシフィックに NACCS の導入を図るものであれば、NACCS センターは外すことはできないのですが、こういった調査についてはそういう競争性を期待できるのではないかなというふうに判断しました。

それから、先ほどの契約の工夫に関してですが、これは正直非常に悩ましいところなのです。例えば NACCS に関しては、国内で既に NACCS の構築を既にベンダーも含めて体制ができあがってしまっていて、それを NACCS センターとほぼ一体で運営しているという状況

がありまして、それを海外に移植する場合に、その構成員も含めてすべて競争で選べるかということ、なかなか実際には難しいという状況であります。だから、我々も競争性についてはいろいろ検討しましたがけれども、やはりそこは国内の経験・技術をいかに展開するかという観点で、実態からするとやたらに競争性を担保するような仕組みをつくること、ベンダーだけ競争するというのは、実質的には競争が成り立つかどうかというところでは、日本国内は既に体制が確立されてしまっている状況であるので、そういう難しさがあります。

委員：今、最初におっしゃったカンボジアの通関のシステムは、調査的なもので、これよりも前の段階ですか。

JICA：そうです。

委員：これより前の段階で、それで NACCS とか入っていない。

JICA：入っていないです。

委員：入っていないというのは。

JICA：この前の段階で、NACCS を将来的に入れる可能性がどれぐらいあるかというのは、既にシステムは別のシステムが入っているのですね。将来 NACCS をどれぐらい入れる余地があるかどうか、NACCS の技術をどこまで使えるかということも含めて、広く検討する。

委員：そういう前段階であればあり得るというようなお話は分かりましたけれども、その2段目の段階でどこまでそういった公的機関とか特殊会社とかそういうものを除外してできるのかどうかということで、私はこの案件情報シートを拝見していると難しいのじゃないのかなというふうに思うのですが、そういう場合に果たしてこういう競争性の確保を目指すというやり方がいいのかどうかです。

JICA：分かりました。いわゆる非常に部分的に特定の業者に、おそらく限定されるであろう内容を含む契約に関して、全体を一括で発注するよりも、部分的な特命あるいは参加意思確認公募等の方法で、特定されない部分についての競争性をちゃんと担保できる方向で検討すべきではないかという、そういうご指摘と理解してよろしいでしょうか。

委員：はい。それで今のお話というのは、だからこれがそのパッケージで、もう特定の企業が NACCS センターと連携してやっているものではないというご認識ですよ。

JICA：これはそうです。だから、NACCS をいざ導入するというその段階に入ると、そこはまさに NACCS センターとベンダーの開発の部分とか、維持管理とかいうオペレーションの部分と一体に仕組みができていて、日本国内のシステムがそうなっていることを理解していますので。そこは非常に難しいです。

委員：だからこのあたりをどうするのかという話で、先ほどの NACCS センターとかの特命と、それからそれ以外の付随的業務の競争性を確保ということは、あり得るのかどうか。

JICA：そこは、制度的にあり得ると考えますので、そのあたりの考え方を整理させていただきます。一応、その制度の見直しそのものは、調達部内で基本的にはできるものだと思いますので、次回の委員会ぐらいまでには、そのあたりのことをご説明できるように、用意しておきたいと思います。

ただ、実際のその適用は、いわゆる今後新しく公示する案件からということになってきてしまいますので。どうしても、これも 2016 年度の案件でございますし、2017 年度の案件の審議の中では、もしかしたらそういう部分がまだ残ってくるかもしれませんが、その点をご容赦いただきたいと思います。

委員：これは一応こだわるつもりはないですけど、もう少し早くご検討いただけないのかなと思います。私の今言った話は、もう前回の発言で尽きている話であって、ここで選んだからには、もうちょっと明確な答えがあるのだろうというふうに期待していたのですけれども、正直残念ですので、もう少しここでの審議をうまく改善につなげていただきたいということをお願いいたします。

JICA： はい、承知しました。

委員：私の考えとしては、競争性というのは、これはたぶんなかなか実現しにくい状況だと思うのですけれども、声をかけた上で一者応札でくるのであれば、こういう問題はこういう問題で、その一者応札はやむを得ないというのを確かめるということも、委員会の機能かなと思うのです。

委員：いや、だから、それで諦めるのですか。

委員：諦めるというのはどういう意味ですか。

委員：だから NACCS センターとかの政府系の企業がいて、そのジョイントの相手としては、場合によっては他の事業者が参入する可能性があるわけですが、たまたま NACCS センターとコネクションがあった、こういう事業者だけが手を挙げてきたという制度で満足するのか。それとも、この NACCS センターとペアになる組を、我々が競争性を確保して広く募るといった仕組みを求めるのか、どちらかという話をしているわけです。

委員：NACCS としても自分だけ選ばれて、一緒にやる相手を他で選ばれると、ある意味でやりにくいのでは。

委員：だから、やりにくいということでもう諦めるのであれば、それはそれでいいですから。ただ、その場合のやりにくさを実証的に説明していただく必要はあると思います。

JICA：そのあたりのこと、もう少し再検討したいと思います。トータルとしての競争性を高めるための方策として、委員のご提案は、やはり具体的にもう少し検討すべきかというふうに考えましたので。

委員：実は、他のところでも同じような話があるので、また場合によっては言わせていた

だくかもしれませんけれども、本当に諦めるのなら私は諦めて結構です。ただそうであれば、この会議の進め方としても、選択のリストの中で、そういうものに該当するものをある程度、明記なりサジェストしていただきたいという希望でございます。

委員：委員のご意見、理解させていただきました。

No. 4 全世界空港・港湾整備に係る情報収集・確認調査

委員：次は、4番目の案件で、委員と委員が選んでおられますけれども、委員いかがでしょうか。

委員：これも大体、担い手は限られてくる案件かなとは思いますが、要は、こういう幅広い事業であるということ考えた場合に、例えば案件情報シートの1ページの下から5行目、「中国を対象とした別の情報・確認調査」というのは、これ具体的にどういうものですか。

JICA：「食の安全分野」ということです。

委員：中国とかがどれだけこういった ODA に貢献しているのかというような調査ではあるわけですね。

JICA：はい。

委員：ということになると、かなり被ってくるところがある話ではあると思うのです。要するに、この案件は空港・港湾なのだけれども、中国の動向を全体的に調査して、その一環としてこういった港湾・空港とかあるいは食の安全とかといった、各論的な話が出てくるということになると思うのです。だとすれば、もうちょっと分割してしまって、他の事業で出てきた成果は成果として取り上げて、他でできるものは他でやっていただく。追加でやってもらえそうなものはやってもらって、取りまとめと言いますか、港湾・空港プロパーの問題の取りまとめというのを、別のプロジェクトでやるということがあり得ると思うのです。何か他の事業の延長でカバーできそうなところというのはないですか。

JICA：本件ですけれども、案件情報シートにも記載をさせていただいておりますが、ドナーなおかつ新興ドナーとしての、中国のこの本分野における全体的な動きというものを取り上げるものでございますので、各国で行っております個別プロジェクトの情報を取りまとめているところと、必ずしも同じものではないというふうに認識しております。新たな試み、情報収集の一環として、中国を中心とした本分野における情報収集の調査をさせていただいたという認識でございます。

委員：「新たな」と言えばそれはそうなのだけど、実際に被るところがあるのでしょうかから、そのへんをどう調整していくのかということなのかと思います。差し当たり以上です。

委員：今日お休みになっている委員のほうからは選定理由として、「契約件名及び契約相手方の民間シンクタンクからすると、受託能力を有する候補企業は相当数あると思われることから、一者応札となった理由を確認したい。」ということで、これはこの案件情報シートに書いておられるように、中国を対象とした別の仕事があってそちらに応募しましたとか、

あるいは事業は単独では無理だけれども補強も確保できないというところですが、何とかこれ受けられるというのはものすごくたくさんあるのですか、それともやっぱりある程度単数でなく、複数だけれどもそんなにたくさんはないというような状況なのですか。

毎年、監査法人の中で応募されてくる数も増えて一応関心は増えてきていると思うのですが、そういうところにいた人間としては、ノウハウとして、本当に同じことができるのだろうか。最近、コンサルタントとか集めてやっていますので、もしかしたらそういう専門家を持っておられるかもしれませんが、とにかく第一に得意分野とするわけでもないの、やはり本音としては実際にはある程度限られてしまうかなという印象を持っているのですが、そのあたりは。

JICA：今回関心ご表明をいただいた中で、別の監査法人系の企業がこちらに書いております別の中国の事業に応札をされて受注をされたということで、本件に対して辞退されております。今ご指摘いただきましたとおり、中国全体ですとか、そのドナーの全般的な動きというのを分析・研究されているコンサルタント様というのは、たくさんいらっしゃるというふうに考えておりますけれども、その中での、若干推測の域もございますけれども、空港・港湾といった際の案件情報シートにも記載をさせていただいておりますが、どうしても港湾分野については1社ということではございませんけれども、限定的であるというところがございまして、こちらにございまして共同企業体というところは、そういうところもあって、このような辞退をされたというご返事をいただいたのかなという認識でおります。

委員：ちなみに別の確認調査と言うのは、具体的にはどういった分野に関わるものなのでしょうか。

JICA：中国の食の安全に対する分野です。

委員：なんか同じ中国で重なったといっても、全然分野が違えば中国を理由にした案件の辞退、というのは、ちょっと考えにくいという気はするのですが、どうなのでしょう。逆に、だから分野が違うから、やっぱりもっと潜在的な応札の希望者がいるのじゃないかなという気がします。

JICA：ご指摘のとおり分野もあろうかと思えます。私どもが今回、関心表明等にいただいたところに対して、ヒアリングですとか情報をいただいている限りでは、中国の動き、政府ですとかそういう国有企業等の動きを専門に分析と言いましょか、調査をされる方というところがいらっやして、かつそこに特定の分野のエキスパートを持っている方というところが、組んだ形での調査と言いましょか、オペレーションが多いというふうに伺っておりますので、ご指摘のとおり、食の安全と、空港・港湾は分野としては非常に違っているのですが、中国としての動きという観点での中国というところは共通だということで、もう一つのところは別の食の安全のほうに、中国のエキスパートを持たれている方を配置というのは語弊がありますけれども、調査を実施されたというふうに聞いております。

委員：そういう説明をされるということは、やっぱり受け手の側の感覚からすると重なっているのですよね。中国ということで重なっているから、港湾・空港以外のノウハウでな

んとかできないかなということを考えるのが自然だと思うのですよね。だからそのへんの重複感がどのぐらいなのかなということ、先ほど来申し上げているのです。中国にある程度調査をしている会社があって、そこに声かけをして、追加部分、空港・港湾とかの専門性を要するところを誰と組むのかという、そういう提案を求めるといことがありうるのかなという感じはしているのです。

要するに、あまり競争性にこだわらないで、今までにやってきた事業者に声かけをして、 $\pm\alpha$ を誰にやってもらうのか、誰と組むのかという提案・意向を取るという方法が効率的ではないかというのが、私のイメージではあるのですが、ちょっとおぼろげな発想なので、これはまた考えたいと思います。

No. 5 ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道事業フェーズⅡ準備調査

委員：次は5番目の案件です。これは委員が選定してしまして、「フェーズ1との関係（同じJV 組み合わせか？）・JV 組成経緯・方法等について、本体事業と本コンサルタントJVとの関係について教えてください」ということです。

委員：委員のほうからおっしゃったように、フェーズ1の共同企業体とどういうふうに同じなのか違うのかという質問です。

それから、簡単な制度的な質問なので、調達部の方でお答えいただければと思いますが、関心表明を出している社というのはオープンになって、他でも分かるのですか。要するに、共同企業体を組もうとしたら、関心があったらその人たちに声をかければよいという情報はオープンになっているのかと。

JICA：いえ、関心表明をどこの社が出してきているのかということは、外部には情報はオープンにはなっておりません。

委員：そうすると、この人たちが連携しようとしたときというのは、主幹事というかメインのところ声が掛ける範囲というのは、別にこの関心表明とイコールじゃ当然ないと思うのですが、それはそのメインになるところが選定した結果、なんとなくこの関心表明を出しているところと似ていると、そういう感じですかね。

JICA：そうですね。だいたい、例えば今回の契約相手方の中で言いますと、オリエンタルコンサルタンツさんですとか、日本工営さんというのは、だいたい業界1位、2位の社でございまして、特に鉄道に特化するわけではございませんけども。日本コンサルタンツさんですとか、あと、トーニチコンサルタンツさんというところは、だいたい鉄道の関係でいつも入って来られるところです。で、パシフィックコンサルタンツさんも、割と大手ですので、そういう意味では、規模の大きい事業、あるいは規模が大きくなりそうな事業に関して、声を掛けるとすればこのあたりというのは我々でも想像できると思います。

委員：フェーズ1の共同企業体の組成が同じかどうかということと、同じであればフェーズ1の仕事について評価されて、もちろん問題ないということとされたかどうか。

それからこれは先ほど言ったのと同じで、質のチェックは準備調査なので、むしろその前のフェーズの詳細設計ですか、図面がかなりあると思うのですが、それを含めて国交省の方式に則って実施されたのか確認させてください。

JICA：最初のご質問からですと、共同企業体の構成メンバーは違っております。ただ、どちらも5社の共同企業体でして、1社が違っているだけで、メインの4社は同じ構成になっております。

それから、成果品とその他ですけれども、成果品として出てきたものは、今回の入札において、すべて資料として提出していますので、情報の偏りはないかと思います。

委員：質問の趣旨はそちらではなく、先ほどの案件で質問したのと同じことなのですけれども、入札図書がかなり出ると思うのですが、それはどういうチェックをされたかということですか。

JICA：入札図書のチェックですか。

委員：はい。この案件ではなくてこの前のフェーズ1でも詳細設計されていると思うのですけれども。

JICA：フェーズ1の詳細設計は私どものほうの部でやっております。先ほどと同じように、基本的に内部照査の体制で実施したと記憶しています。

図面については、私どもの担当のグループのラインで1枚1枚チェックしております。また内部のチェック体制としては、国際協力専門員など技術部分をチェックできる人たちに協力してもらっています。

内容に関しましては、基本的にこの案件、ヤンゴン・マンダレーの長距離の区間の鉄道の敷設と、それと一部橋梁があるのですけれども、橋梁自体はそんなに大きな橋梁が計画されているものではなく、非常に小さな橋梁がほとんどでして、設計図面としてはそんなに高度なものは要求されていないと。それから駅舎のデザイン等に関しても、一応対象としては、シンプルなものしか対象としておりませんので、設計図面そのものは、距離はあるのですけど、そんなに高度なものではないということで内部照査を実施しています。

委員：であれば、例えば設計図面というのは、この配置されている人以外の人に孫請けではないのですけれども、簡単に図面を引かせて、それを例えば、メインのコンサルタントさんがチェックして出すということはあるのですか。

JICA：あり得ます。図面に関しましては恐らくこの案件ですと、現地再委託ということで、一部設計図面の実際の作図の作業については、外国人の人手を活用しています。ミャンマーのこのケースは、確かタイの設計会社等を活用しながらやっているのをそれをコンサルタントチームのほうでチェックをして、さらに代表者の体制でチェックをしてということです。

委員：両部署にお聞きします。鉄道案件がこれだけ増えるのですね、例えば業務従事者が日本人である場合、その人が書くべき図面を外部発注しながら、違うところにアサインメントするのではないかと思いますのですが。ダブルアサインメントが違う国、違う案件で行われる場合、そういうチェックというのはできるのですか。いや、別に悪いとか悪くないかという問題ではないのですけど、バーチャートで管理されているのですか。そうすると同じ人が、例えば違うこともきっとできるのではないかと思いますのですが、そこはどういう考え方でやっているのですか。

JICA：バーチャート上でしっかりと、そこが重複していなければ、我々はそこは適切に仕事をしているのだろうと思いますし、アウトプットがしっかりしていれば、実態は融通してやっていっても、そこは僕は不問かなと思っています。

委員：なるほど。たぶん二つの事業に跨っていて、こちらでやり、こちらでやり、両方総合的に見ていただくというのが、たぶんいいのかなと思いますし、ダブルアサインメントで構わないのだったら、それはそれでいいと思うのですけど。

JICA：ダブルアサインメントは駄目ですけども、相乗効果で見ればそうやって同じような業務は、いろんな複数の案件でやることは、我々は良いかと思っていますけれども。

委員：ルール上はいいのですか。

JICA：現在の私どものコンサルタント契約のルール上はダブルアサインメントは認めておりません。他方、もう少し成果重視で、事実上ダブルアサインメントが可能なのであれば、そういうものを供用してもいいのではないかという議論も昔からございますので、そういったかたちの制度導入について今検討を進めてやっております。

委員：そうですね。ルールを変えないといけないのだったら、変えたほうがいいですし、混乱をきたすルールであれば整理していただければ良いと思います。

JICA：おそらくその場合は、いわゆる詳細設計業務を想定したというか、すべてのコンサルタント契約に適用する話ではなくて、そういった限定的にということではありますけれども、今検討中でございます。

委員：それからもう一つ。同じ話かもしれないですけども、鉄道案件がこれだけ出ると、やっぱり受注者側のコンサルタント、ゼネコン、またはメーカーさんとかは相当こう大変な状況になっているのではないかなと。

JICA：ものすごく大変な状態になっています。

委員：それでたくさんのいろんな仕事はせざるを得ないというところかもしれませんが、JICA というのは質を担保する、または事業実施機関なので、そこに懸念なり不安がある場合は、トータルとして、(私はちょっと人を含めて薄くなっているのではないかと思います)、そういうことへの対処を検討すべきではないかと思うのですけど、それはどうですかね。

JICA：そういうことを対応すべきだと思っておりますし、でなければ、質の高いインフラになりませんから。では、我々は何を我々として調べておかなければいけないかと言いますと、日本企業の受注キャパシティがどれぐらいあるのか、コンサルタントのプロジェクトマネージャーをできる人がどれぐらいいるのか、そういったところを今把握している最中です。

委員：基本的にはこれは JICA だけではできないことではないし、やることでもないと思うので、国交省さんとかがせっかくいらっしゃるので、そういうところときちっと連携しながらやるべきだと思います。

私は鉄道案件は特別だと思うのですね。これだけの規模のものは、これだけの時期に集中して行われるというのは、たぶん今までにもないし、これからもきつとないと思います。

なので、受注者側から見てやっぱりしっかりとした仕事が、どれぐらいのキャパでできるのかとか、それはしっかり実施機関として分析をして、各省の協力を得ながら、日本政府の政策にも提案していくべきだと思います。やられていると思うので、ぜひそこは、地域部・課題部は協力してやらないときつとできないと思うのですね。地域部だけの問題じゃないので、なのでぜひそこはお願いしたいし、やっているのであれば教えてほしいと思います。

JICA：実際にキャパシティについては、我々よりも国交省の鉄道局のほうがよく知っていますので、我々受注を想定される企業の方々と会うときには、必ず国交省の鉄道局と一緒にいくようにしています。彼らから言ってもらうほうが話が早いですし、なおかつ情報もたくさん持っていますので、そこはご指摘のとおり 2 人 3 脚でやっております。そうしませんと本当にご指摘のとおり、今、これから 4~5 年がピークですので、とても。

委員：そうですね。私になぜ、特にこの詳細設計にこだわるかということ、詳細設計図面で入札し電車が走るわけですから、それに問題があった場合には、JICA も当然ながら責任を負う可能性があります。瑕疵担保でちょっと難しい問題ではありますけれども、そこはやっぱり組織的に相当慎重にやらないといけないと思います。鉄道案件はずっとぜひ地域部・課題部が協力してやっていただきたいと思います。

JICA：すでに一部の動きはありまして、政府の中で鉄道分野の人材、技術者人材を育てるということで、政策研究院大学を中心に人材の養成を行うような検討が具体的に進んでおりまして、いずれも国交省さん、それから内閣府さん、それから民間のコンサルタントの人たちが、このままだと人材のやりくりが大変だということで、かなり本格的に取り組もうとしております。

また鉄道に関しましては、実際のところ、設計とそれから施工のところで言いますと、システム、電気、それから軌道、それから車両、そういったところと一般の土木の工事、かなり幅広い技術者が必要となっていて、車両のキャパシティ、例えば車両もこれだけ円借款の中で動いても、実際に本当に製造できるのかどうかというようなキャパシティも、我々実際に車両メーカーさん各社を訪問して、状況や見通しを聞いてまいりました。そこで言いますと、かなりやはり厳しい状況であるというのが事実です。そこはトータルできちんと競争が成り立つ環境の中で進めていけて、質が担保できるようなというような、時間はかかりますけれども、着実にやっていかなければならない。

委員：まさに委員もおっしゃったように、競争が担保できない案件もあります。例えば今度、研修でインドの高速鉄道の研修とかがありますよね。で、あればやっぱり、質と金額の問題であって、質は必ず、適正な金額で、適正なジョブをするというのが実施機関のタスクだとしたら、それができにくい状態であれば、必ずそういう状況だと政府等に伝えないといけないと思います。成果品の質が悪くなると不安なのでちょっと補足です。

あと人材育成はそのとおりでと思うのですけれども、おそらくすぐできないので。これ

は、鉄道のもう一つの特特殊なのは、やっぱりコンサルタントを含めて日本でやらないといけない。どこの企業でもいいのだったら、たぶん世界的に受けるところがあると思うのですが、おそらくそういう仕事じゃないので、そこは今までとおりではなくて、もっとスペシャルな検討をしたほうがいいと思います。

JICA：ご指摘のとおりです、これからも留意してまいります。

No. 6 全世界 2016 年度案件別外部事後評価パッケージⅣ－1（チュニジア、モロッコ）

委員：では、コンサルタント等契約の 6 番目、これは委員と委員が選定されております。

まず委員の選定理由は、「外部事後評価の業務について、私立大学の一者応募となった理由を確認したい。」委員のほうは、「全世界 2016 年度案件別外部事後評価について、当事業年度の事後評価案件の合計件数を占める一者応札の割合を確認したいため。」ということがあります。

委員：私の質問に対しましては、ここの案件情報シートのところで、29 パッケージのうち 15 パッケージの一者応札ということで、半分という結果のようで。私はそれを知りたかったので、これで以上なのですが。基本外部評価の事後評価というのは確か一人でされるのですよね。

JICA：1 案件に関しては、一人の方が対応するのが基本です。

委員：結局、一者応札がこれだけ多いということは、やはりこれはできる方を増やさなければならぬというのは、もうこれは喫緊の課題だと思っておりますので、そこだけちょっとお願いしたいなということです。以上です。

委員：委員の選定理由として、私立大学、これは具体的に早稲田大学になっていますけれども。私はこの早稲田大学がこういう仕事を受けるということは、そういうことをあんまり専門にしておられるところではないなという理解をしていたのですが。これは実際に大学の先生がこういう作業をされるのか、あるいは、そうではない別の方を大学として、持っておられるのでしょうか。

JICA：この案件に関しては、教授の方が業務担当としてやっていらっしゃいます。あとは、大学を別に排除しているわけではありませぬので、一般の民間のコンサルタントの方々と同じ位置づけで、同じ競争に参入いただいて、同様の業務をしていただいている例はほかにもございます。

委員：委員がおっしゃった人材のパイを増やすというのはたぶん一番なのですが、定期的に定量的に出る仕事ですよね、これは。それで、いろんな人から相談を受けて、開発分野で仕事したいのなら、評価やったほうがいいのじゃないですかと助言しています。たぶんずっと出るので、いや、これはそちらも大変というのがありますけど、でも、ずっと出る仕事であれば、それをずっと定期的に受けられるし、一人でも受けられるという利点もあるので、それももう少し最大限に生かし、年間こういうふうにとどこが出来ますよとか、あと何年後にはこういうふうになりますよというのは大体予想がつくので、そういった形でもう少しこうなんて言うかな、関心を高めることも必要なんじゃないかと思っております。

JICA：年間の計画に関してはほかの案件も JICA の案件そうですけど、プレ公示といって事前にお知らせをされていて、これをできるだけ早目に私もやってきました。それで、来年度については年間の計画を年度の頭もしくは今年度の末ぐらいの段階でお示ししようとして、今準備をしています。

それから、新しい方の参入なのですけども、いろいろ働きかけはやらせていただいています。その結果として 2015 年度には新規の応募の方が 2 社、それで、このうち 1 社が新規に仕事を取れました。16 年度は 9 社、このうち 2 社が契約、17 年度は 7 社が応募されて、2 社が契約ということで、新しく入る方々は少しなのですけども増えてはおります。それで、今委員がおっしゃられた継続的に仕事ということがに関しては、同じように毎年出るのでですけども、それが必ずしも増えていかないの、人がどんどん増えるとその増えた分で見合った仕事を増やせればいいのですが、それが難しい。

委員：いや、それは違うのじゃないですか。競争性がそれこそ高まるということなので、質の高い人が残るとということなのでそれは別にいいし、あと JICA だけの評価ではないので、世銀でもいろいろ仕事もあると思います。ただ、そこはちょっと違う理屈かなと。別に受注者が増えたから仕事増やさないとするのはそんなこと全然ないと思いますし、それで、わりとこの標準化しやすい仕事ではないかなと思います。

JICA：はい。その点は先ほど申し上げたように、スケジュールをできるだけ早く示す、それから、パッケージの組み方もいろいろ工夫をさせていただいています。地域とか分野とか、それから、スキームによって偏らないようにとか、もしくはこう組んだら人が出てきやすいのじゃないかとかいうことで、工夫をさせていただいております。

委員：その上で私からは最後ですけど、このご説明の中に「排除条項を緩和する」と書いてあって、評価の中立性独立性に影響を与えられると考える場合とかいろいろ書いてあるんですけど、この判断というのはどこがどのようにされるのですか。

JICA：それは私どもの部でやっております。

委員：評価部が。でも、それって人によってこうまちまちになったりはしないですか。

JICA：それは部の中で例えば A さんがやった場合 B さんがやった場合で、それがぶれないようにということは、中でちゃんとレベル合わせをしております。

委員：なんかそこらへんもきちっとルール化するなり、組織の中で徹底するなり、そうしないとあのときはこうだった。特に中立性とか独立性というのは評価のコアの部分なので、そこについて外から聞かれてもこういうふうにやっていますというのが、必要ではないかと思います。外からみたら変だと思われるけどいやこうじゃない、そこはやはり非常に重要なんじゃないかなと思います。

JICA：はい、留意して取り組みます。

委員長：はい、じゃあこの件はこれで終わります。

No. 7 「インド鉄道省職員研修」 運営管理業務

委員：次、研修受託契約です。7 番目の案件でこれは私が選定したのですけども、契約金額が一番多いということで、かつ当初契約金額を研修員受入人数（288 名）に研修受入日数（14 日間）を乗じた値で割った研修員 1 名の 1 日当たりの金額（165 千円）も圧倒的に大きいということで、選ばせていただきました。

この案件情報シートを拝見しまして、これはこのインド国鉄道省の中堅社員の方に日本に来ていただいて研修を提供するというので、内容はいわゆる鉄道の実務に関わるような内容なので、それを日本コンサルタンツ（株）という JR 東と西とあと私鉄が入っているところが受けておられるという、事情は理解させていただいたのですけども、これだけの 288 名の方を 4 箇所ぐらいに分けて、それぞれ最低実働 10 日間滞在期間にすると 14 日間ぐらいの研修を行うということでしたので、実際そういう研修を受けられるのはこの日本コンサルタンツ（株）以外ではあんまりないというような状況なのですか。

JICA：そうですね、この案件情報シートにも書かせていただきましたけども、実際に新幹線等の運営をされているような JR 関係の各社さん等でも研修ができるかと思っていたのですけども、そういった会社自身がまさにこの日本コンサルタンツ（株）「以下、JIC」という実際に受注をされたところの出資者になっているということもありまして、結果としては JIC の一者応札になったということでした。

委員：契約書に入っていた経費内訳書というのを拝見したのですけども、直接経費として航空運賃としてこれはたぶんインドから日本に来ていた往復運賃ということだと思いののですが、それは 7,500 万円ぐらい。結構出ているのはたぶん人数からすると理解できる金額だと思うのですが、業務の対価として直接人件費等というのは 2 億 7,500 万円ぐらいで入っているのですけど、明細は契約についてなかったのですけど、具体的にどういう経費なのですか。

JICA：コンサルタンの人件費ということですか。

委員：この契約書の一番後ろのほうに経費の内訳書というのが付いていまして、そこに業務の対価と直接経費と分けて書いてあって。

JICA：ええ、まさにこの受注されたところの方のコンサルタンの人件費でございます。

委員：コンサルタント費が人件費ですか。

JICA：はい。

委員：僕が書類を見ていたら、実際にこのコンサルタントの方というのはどのぐらいの作業をされるかというのが、ちょっと必ずしもよく分からないのですけど、業務量目途で 900 人月というような記載があるのですけど。

JICA：人日です。

委員：要するにこの 2 億 7,500 万円を 900 で割ると 1 日あたり結構高いなという印象を受けたのですけど。

JICA：私どものコンサルタントの人件費につきましては国交省さんの基準を元に算定をしております、今回のこの人件費自体が他の例えば研修ですとか、ほかのコンサルタントの要員にかかる経費に比べて高いということではございません。最初にご指摘いただきました通りかなり大規模な研修でございます、しかも 1 年間に 300 名近くの人数を研修するというところでございますので、どうしても総額としてまず大きくなりますのと、日本とインドの関係の下で新幹線を 2023 年を目指して今開業に向けて様々の取り組みをやっておるところでございます、それとの非常に関係の深い研修でございます、いかにそういった日程の中でまったく新しいインドにとっては、技術のあるものを色々学んでいただくということで進めておる研修でございます。

委員：ただ、本当にこの 2 億 7,500 万円を 900 で割ると 30 万円ぐらいになるのですよね。1 日 30 万円というのはちょっと大きいなという気がしまして、それで、この直接人件費等と書いてあるもので、もっとほかのいろんな経費が入っているのかなというふうには思っていたのだけど、これほとんど人件費なのですか。

JICA： おそらく人件費とは言いましても、受注する社のいわゆる管理的経費とか間接費とかそういったものも含めた金額であろうかと思えます。

JICA：いわゆる remuneration cost というふうに我々呼んでおりますけども、今ご指摘あった通り技術経費等々が含まれたものになってございます。

委員：これがほかの案件で結構コンサルタントの方の月に幾らかとかいう金額を見ますと、わりと格付け高い方でも 100 万円いくかいかないぐらいで、そこに 120%の間接費みたいなのが入ってくると思うのですよ。それにしても 1 日 30 万円ということは、二十日間働いて 600 万円ですよ。ということは、なんかちょっと帳尻が合わないような気がするのですけど、たぶんこれの明細を見ないとあんまり、ここで話ししてもしょうがないと思うのですけど。

JICA： ええ、ただ、私どものほうでも単価の計算をしておりますけども、他の研修あるいは私どもが持っている基準と比較してこれが高いということではございません。

委員：この講師謝金というのが別途出ているのですけど、これはこの業務を受けられたところ以外から講師を頼んだときの謝金だと。

JICA：はい、そうです。

委員：まさにこれはおそらく JIC がやらないとできないという、そういうイメージでよろしいですかね。

JICA：ええ、今私どものほうでまた来年度の検討をさせていただいておりますけども、なかなかこのコンサルタント以外に本業務できるとことというのは難しいかなということは考

えておりまして、その上でどうやって市場機能を働かせるか、透明性等々を高めてやっていくかということも検討しております。

委員：さっきの NAGCS なんかの話と同じだと思うのですが、要するに固定的な特定の事業者を想定した上でその周辺のものを切り分けられるかという話で、この日本国際協力センターがやっているのはまさにその周辺の研修員受け入れとかであって、それを切り分けられるかどうかというのが後ろのほうで書いてあると思うのですが、その可能性はどうですか。

JICA：そうですね、例えば私どもがやっています円借款の事業の中でも contractor あるいは subcontractor がもう特定のところしかないだろうという場合に、designated contractor あるいは designated subcontractor ということで指定をいたしまして、それ以外のところを競争させるということはスキームとしてはございます。

ただ、今回のケースにおいては今年度の契約におきましてもうすでにある特定の社同志が組んだという状況が実際にありまして、その元でそこを切り離して競争するということがどういう形になるかということもちょっと考える必要があるかなと思っています。ただ、いずれにしても実態を踏まえて先ほどより委員がおっしゃられているようなご懸念点も踏まえていかに市場機能を働かせるか、先ほどもおっしゃいましたけど、透明性を高めてしっかりした緊張感の下での契約ができるような形にはしていきたいというふうに思っております。

委員：一般論としては、できるということではありますね。

JICA：最初から、そこを切り離す、もう一者しかないということが分かっていたら切り離すということはあると思うのですが、ただ、そこもいろいろやはりプロコンがあると思っております、切り離したのためにある特定の仕事の内容についてどちらの責任なのか、どちらが調整の労を取るのかというようなあたりについては、切り離したときにどうしても問題になりがちではございます。ですので、共同企業体を組んでいただいて、まさに責任を全体として取るという形も一つだと思っております。

委員：ではそのへんをご検討いただくということで。

JICA：はい、特に先ほどの委員のご指摘とも重なってくるにはありますけども、鉄道の中の特にやはり新幹線に関する技術の部分というのは確かに JIC に、特にコンサルタントとしての業務がほぼ手を挙げるところがそこしかないような状況にもなっておりますので、参加意思確認公募の制度等も含めて検討してまいりたいと思っております。

委員：今の話の続きですけど、これ本体、新幹線そのものを受注しているのはこのコンサルタントさんでよろしいですか。

JICA：ええ、事業自体これから始まってまいりますので、まだそこは。

委員：協力準備調査とかまだ何にもやってないでしたっけ、これが一番最初でしたっけ、高速鉄道の。

JICA：いいえ、そういう協力準備調査等は実施済です。

委員：それはここがやっているのですよね。

JICA：はい。

委員：ということは、やはり委員の言われたやはり特命随意契約というか、関わりというか、ここがやらざるを得ないものであるのではないかと思います。なので、そういったことも含めて、ただ、おっしゃる通り競争性を高めて、この金額でいいのかって、もう一つは研修ですから研修としての質をどのように担保するかということも問題なので、そこをちゃんと見てほしいなと思います。それで、委員がおっしゃった人件費等って書いてある部分について、これは大体一人当たり幾らという積算方法になっているのですよね？それに関しても、やはり異常値と見えたら、やはりここはきちんと丁寧に説明し、かつ人から聞かれても分かるようにしたほうが、やはり連続性のあるものだからこそ、もっとお金に対してきちっと説明したほうがいいのではないかなと思います。

あと研修の質ですね。研修単体としてこの 288 名やってどうだったか、どういう効果だったかと言うのはもちろん必要だと思うので、そこもきっちりと、受け入れただけではなくてアウトプットがなんだったかというのも、ちゃんと説明できるようにしていただきたいなと思います。

JICA：はい、ご指摘ありがとうございます。

委員：はい、よろしいですか。じゃあこの件はこれで。どうもありがとうございました。

注・補足：直接人件費単価に関し、委員会後に、公告資料、予定価格の積算資料、業務完了報告書を精査し、同直接人件費単価には消耗品費、通信運搬費等の諸経費及び管理費等も含めていること、研修回数は 8 回であるが、第 1 回は 20 人の 1 グループのみであった一方、第 2 回～第 8 回は約 20 名の 2 グループずつ受け入れており、実質上は 15 グループの研修で、14 日間/回で延べ 210 日の実績であったこと、予定価格の直接人件費単価としては国土交通省の設計業務の日額単価の約 3 万円/日～約 5 万円/日（技術者のレベルにより異なる）を使用したことを確認した。

No. 8 2016-2018 年度課題別研修「公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム」(1 年次)

JICA：8 番の案件でございますけども、若干記載事項に訂正がございますので、事務局のほうからご案内申し上げます。

現時点でお配りしているものの訂正ということではなくて、その前の案件の選定をお願いする時点でお出ししていた情報に誤りがございまして、要は契約相手方の名称というところが共同企業体代表者が正しくは今お配りしている資料にあります通り「公益財団法人国際通貨研究所」と構成員で「日本国際協力センター（以下「JICE」。）が入っているというところが、正しいのでございますけども、以前お配りしていた資料の中では「JICE」が代表者で契約相手方であるというような資料になっておりました。これはこういった共同

企業体を結成する場合に通常はその代表者がいろんな契約事務、経理的なところも担うパターンが多いのですが、まれにそういったいわゆる業務の中味に関しては代表者が責任を追うけども、事務的なところは構成員のどこそこの社が担当しますという形で応募されてくるケースがございまして、今回まさしくそういうパターンでございまして、いわゆる経理を含めた事務に関しては JICE が担いますという形の共同企業体でございましたので、担当の JICA 東京の担当のほうもこの JICE との接点が日常的であったので、代表者として誤って記載してしまったというところもございました。それで、おそらくこの案件を選定されるに当たってその記載が正しくなかったことも影響しているのではないかと思います。この点ちょっと改めてお詫びを申し上げますとともに、私どもで公表しているデータそのものの誤りにも繋がってございましたので、国内機関等、在外事務所ですとかそういったところに正しい契約の情報を改めてきちんと確認して提出するよというこを周知徹底していきたいと思っております。事前にちょっとその点をお詫びさせていただきます。

委員：はい、ありがとうございます。じゃあこの件について、これは委員のほうを選定されていまして。

委員：いろいろありますけど、この中で世銀連携という言葉がいろんなところ出てきますが、これが具体的にどういう内容なのかということが 1 点目と、それから、実際の講師がこの国際通貨研究所の講師だけで占めているのか、それと、外部的な講師がいれば大体どのぐらいの割合なのか、その 2 点を教えてください。

JICA：今ご質問いただいた連携についてですけれども、世銀からは講師の派遣をしてもらっているという状況でございます。この講師にはいわゆる講師謝金を支払っておりません。世銀側も JICA と連携の形でこのような研修をしたいという意向を強く示したことがあって始まっているものですから講師謝金は払っていませんが、彼らの旅費は我々が払って、来てもらっているという形をとっております。世銀の講師からは基本的に理論の部分の講義、それから理論に基づいて行われる実習を担当していただいております。そちらをこのコースは、全体で営業日 2 週間で実施しているのですが、最初の週に世銀からの講義を行っています。

それから、2 番目にご質問のありました国際通貨研究所の講師の割合がどのぐらいかというお話ですが、翌週がいわゆる日本側の講師が担当する部分でございます。必ずしも国際通貨研究所が全てやっているということではなく、国際通貨研究所の研究員が実施している講義というのももちろんあるのですけれども、この研究所が持っている繋がりの中で外部の講師を探していただいて実施している講義、というのもございます。割合的には日本人の講師という意味では半々ぐらいだと思われま。

委員：これは分野的には財政と金融という二つに跨っているのですが、理論的には財政の専門家の集団に任せて、それをさっきの世銀関係を含めて金融のスペシャリストで補うという方法もありうると思うのですが、だとすれば財政の専門家というのはほかにもいるはずで。そういうものにやらせるという方法はありうるのかというのが追加の 1 点目と、それから、類似研修でも受託機関は同じということですが、JICE も必ず入っていたとそういう理解でよろしいのかどうか。

JICA：このほかにも専門家はいるのではというご指摘なのですが、まず財政の分野であることは間違いないのですが、世銀のほうで実施していただいている内容は、まさしくリスク分析でありますとかキャッシュフローのモデルに関わる分析のような内容になっております。世銀以外にもそういう専門性のある講師というのがいるのではないかとご指摘だと思うのですが、もちろんそういう方々はいらっしゃると思います。例えば大学の先生なんかいらっしゃるかと思いますが、一般論的なご説明で申し訳ないのですが、世銀の講師は途上国の財務省スタッフとディスカッションを繰り返しながら、指導したり、あるいは世銀に対するコメントを受けたりという立場で事業を実際に実施してきておりますので、研修員、いわゆる実務者に対しては、やはり世銀の講師が持っている、いわゆる経験に裏付けられた知識、あるいは実例というところが非常に大きく響くという性質がございます。ですので、まさしくそのあたりを期待して世銀の講師に来てもらっているということになります。

委員：この JICE は構成員として不可欠だという認識でよろしいですか。

JICA：こちらは我々がもちろん推薦しているということではございませんで、国際通貨研究所のほうでご判断しておられるということなのですが、研修事業は、細かい事務作業がやはり伴いますので、その部分のスペシャリストということをお求めになられたものと理解しております。

委員：これも前の話と繰り返しですけど、要するに、本体部分は特定の研修機関にやってもらうほかににしても、ペアとなるものを、必ずしも明確な理由は示せないような形で選ぶのがいいかどうかということです。本体部分は、こういう国際通貨研究所しかなければやむを得ないかもしれないのですが、そのアシスト部分については別途の競争というのがあり得るのじゃないか。それをぜひご検討いただきたいということで、前の話と共通でございませう。一般論ですから、後で結構です。

JICA：そういう募集の仕方というか、具体的にどういうことで可能性があるかということ、検討させていただきます。

No. 9 2016 年度青年研修（タイ／障がい者支援制度）

委員：次は 9 番目にいきたいと思っております。今日お休みになっている委員が選定をされたのですが、この選定理由は「契約件名から見て他の社会福祉法人が応募しなかった理由を確認したい。」ということなのですが。

JICA：ではこちらのほうから説明をさせていただきたいと思っております。

まずこの案件、青年研修ですけども、もともと国内機関の役割というところはその青年研修を通じて途上国の方々への掲示と同時に地域への掲示というところも念頭に入れた建付けで進めております。

このタイの案件に関しましては障害者支援制度ということでタイトルが付いておりますけども、もともとこの案件を発掘したというか形成した経緯と言いますのは、地域で地域振興の事例をこちらでいろいろとあたっている中で、この当別町という町で社会福祉を使

った町おこしということでやっておりまして、ここに我々がやっております国際協力をうまく絡めることでより一層その地域振興に活かせることができるのじゃないか、そして、途上国の方々にとってみては、非常に過疎地にある地方の町が福祉で町興しをしているところが非常に参考になるのじゃないかということで案件形成をいたしました。ということで、この当別町の町興しの事例から我々が拾ってきて、そこで案件を組み立てようということだったのですけども、ここにいた団体が「社会福祉法人ゆうゆう」というところでもございました。したがって、この団体をエントリーというよりは、この地域でやっている所を途上国に伝えていくプログラムを作るということで挙げたわけなのですけども、参加意思確認公募をしたところ、「ゆうゆう」になったという経緯がございますけども、そのほかにもこういったその障害者関連で国際協力を受け入れている所もありましたので、そんな所にもお声掛けはしております。

委員：ご質問、よろしいですか。「社会福祉法人ゆうゆう」というところは、ほかのどこかの大学に属する組織というか、なんかそういう経緯があるようにちょっとネットで見たのですが、これはどういうところなのでしょう。

JICA：はい、この「ゆうゆう」という法人はもともと当別町にございます A 大学の卒業生の何人かで設立した団体というふうに聞いております。そういう意味では大学との繋がりがあるということかと思えます。

No. 10 2016-2019 年度課題別研修「沖縄国際センター・情報通信技術分野課題別研修」(1 年次)

委員：最後の案件になるかと思えますけど、10 番目、これは委員が選んでおられます。委員のほうから説明ありますか。

委員：沖縄のこのコンピューターの分野というのはずっと歴史的にやっていて、ここに書いてあるように E 社がやってそれから富士通になってというのがあって応募勧奨も含めていろいろやられて結果変わったんだというのは分かるのですけど、基本的にこれ 4 年間で人貼り付けてこの分野でやるというふうな条件になっているので、かなり(色々な社が)出てくるには特に沖縄なので難しいのかなと思います。これからどういう応募勧奨があるのかなという点、それから、器材とかテキストを少し見たのですけど、これは今あるものをなんとか使うという条件で、まあ+αがあったら派生して買うとか補強するというふうな形になっているのですかという点を質問します。

JICA：今回はこの調達については一者応札になったのですけども、我々としてはこういった分野での技術や研修、教育ノウハウを持つ団体業界に積極的にアプローチを掛けて、開拓を進めていこうと考えております。加えてやはり沖縄の特性というものは活かして過去 30 年近く実施してきたわけですので、今回受託したところは沖縄にもリソースを持つ会社でございます。そういったところも共同企業体の構成として入っていますので最大限活用していこうと考えています。

なお、テキスト等につきましては、全てのテキスト、教材、資機材についてもこの契約の中に入れてございますが、これは受託先との研修の評価も踏まえまして、その都度ブラッシュアップを図り、改定を施しております。

委員：ということは毎年毎年評価されてそれがクオリティーもあるし、金額の中でも妥当だから継続してここでやっているというふうに理解していますが、一つ、この案件情報シート 2 ページのほうの背景・要因のところ、最初は F 社及びその共同企業体が受注していて、2 年次に本邦研修の経費持ち出しによって経営赤字を計上と、だから、今度は一者になりましたという説明があるのですが、本邦研修の経費持ち出しで赤字になった理由というのはたぶん一番重要なところで、そこは追及しないと次の企業が参入してこない要因の一つではないのかなと思うのですが、そこはどういうことでしょうか。

JICA：はい、おっしゃる通りだと思います。我々としては今回のそういった教訓も踏まえて、ICT 情報通信技術分野の業界団体等が設けております ICT 技術サービス料と言いましょうか、そういった市場の単価等も参考に入札準備ですとかあるいはその経費契約といったところに反映させていこうと努力しているところです。

委員：別に高くしろとかそういう話じゃなくて、質が高くて安ければそれは一番いいと思うのですが、ただ、普通に参入したところは経費持ち出しというのはたぶんバランスの問題なのではないかな。ほかで一方で受けている社があるので、その要因を分析して、沖縄でもちゃんとそれがペイされる要因を追及することも必要なんじゃないかと思って、確認しました。

JICA：はい、ありがとうございます。まさにご指摘その通りだと思いますので、そのように努力していきたいと思います。

委員：今の委員のご質問の追加です。この要するにこの F 社というところが受けたときには、競争相手として富士通もいて、それで、結局たぶん価格で F 社のほうが安いのに決まったというようなふうに理解していたのですが、これはなんか相当安かったということですか。

JICA：はい、委員長のおっしゃる通りでして、二者応札ありましたが、F 社のほうが相当価格を下げて応札した結果でございます。

委員：それで、結局失敗なわけですね。

JICA：はい、残念ながらそういう結果となりました。

委員：はい、分かりました。どうもありがとうございました。これで 10 件の案件終わりましたので。

JICA：はい、ありがとうございました。

2. アドバイザー契約について【資料2】

JICA：では議題の 2 といたしまして、アドバイザー契約の内容ということで、2016 年度契約の対象としまして、調達部のほうからご説明を申し上げます。資料 2 をお開きくださいませ。よろしく申し上げます。

JICA：これまでこの委員会の場におきましても、何度かこのアドバイザー契約に関してのご審議をいただいておりますところですので、一度全体像をご紹介した上で、今後類似の審議をいただく場合の参考にしていただければというところで、2016年度を対象にJICAのほうで締結しているアドバイザー契約の概要を整理してみましたので、今日この場をお借りしましてご説明させていただくということでございます。

まず全体状況ということですが、2016年度のアドバイザー契約といたしましては、国内では1件、それから、在外では46件、それから、このほかに在外の安全対策アドバイザーの契約が67件ございます。国内の1件については先般この場でご審議いただきました帯広センターのアドバイザーが1件ということでございます。それで、この在外の46件の契約に関しまして、おおよそ特徴というところで契約の中味を幾つかのパターンで分類してみましたのがその次の2.でございます、比較的多かったのが事務所の存在しない国において私どもの業務の連絡調整役として周辺事務所のほうで契約しているケースというのが9件ございました。例えば、東欧諸国のようなマケドニアとかコソボとかウクライナ等々、決して事務所を開設するほどの業務量が恒常的にあるわけではないわけですが、周辺国から出張ベースで相手国政府といろいろと調整するというだけでは足りないような、ちょうどその中間ぐらいの規模の国におきまして、アドバイザー契約でそういった連絡調整担当をする方を確保して、周辺の事務所がその人を通じていろいろと事業実施の円滑化を行っているというケースがございます。

それから、ご承知の通りいろんな海外での事業をするにあたって日本から専門家等を派遣する場合というのはもちろんございますけれども、必ずしも日本からの人材に限定されるわけではなくて、現地においてプロジェクトサイト等で専門的人材として活動することが期待されるような、そういう内容の契約をしているケースも数件ございました。その中には治安上の理由でなかなか日本人が直接現地で指導するのが難しいようなアフガニスタンのような国の場合もございますし、あるいは事業の現場での専門家あるいはコーディネーションというところで活動する人材を契約ベースで確保しているところもございます。これがホンジュラスですとかルワンダ、ネパール等々で約10名ほどを確保してございました。

それから、事務所内と言いますか、上記の1)、2)以外のケースとしてのアドバイザー契約も幾つかのパターンがございます、3) ①国によっては現地の労働法規との関係で、例えば2年程度の雇用関係があると、その後、常勤雇用とすることを義務付けられるようなケースにおいては、雇用契約という形での人材確保ではなくて、一部の事務所のスタッフをアドバイザー契約というような、嘱託契約というような形で人材確保を行っている場合もございました。

それから、②業務の状況に応じまして、非常勤ベースで事務所のスタッフを確保しているようなケース。それから③広報のアドバイザー、あるいはITのアドバイザーという形で、そういった分野に強い人材を外部から確保しているケース。④そのほかにも、いろいろな事業を実施する上でのアドバイスを得るための人材を確保しているケースというのがそれぞれございました。これら46名のアドバイザー契約のうちの約半分が特命随意契約でございましたけれども、残りの約半分弱が企画競争による人選というものを行っております。

参考までに、通常このアドバイザー契約は大体1年を目安で契約しておりますけれども、円貨で換算した場合に、その契約金額に基づいて分類しましたが、そちらにあるようなところでございます。大体年間1,000~2,000千円ぐらいの契約となっておりますのが、半分程度でございます。その中で、いくつか金額が大きいものを参考までに書き出させていただきました。

一番金額が大きくなっておりますベトナムの契約ですけれども、PPP (Public Private

Partnership)、いわゆる公的領域に民間の資金を導入することで、いろいろなインフラ投資等を進めるという事業が、ベトナムをはじめいろいろな国で検討され、そういった民間資金の導入によって公的なインフラ整備等が進むということ JICA のほうでも推進するというか、支援をしているところでございます。

ただ、具体的にそういった民間の投資が実を結ぶ、実現に至る課程においては、それぞれ国によってその国、その国の法例上の事情ですとか目に見えないような障壁があったり等々の中で、実際にそういった投資がうまく進まないようなことに対して現地の事情に詳しいアドバイザーを確保して、実際 PPP や投資事業が円滑に進むような助言を得ているという活動でございます。

こちらの契約に関しましては、法人契約ではないのですが、複数の個人との間で一人のリーダーがいて、それプラスサポートの方々をまとめた形での一括の契約という形になっておりますので、個人としてみますとこれより低い金額という形での契約となっております。

それから、2 番のエジプトのシニアアドバイザーの契約というのは、以前こちらの委員会でご審議いただきました教育大臣経験者のケースでございます。

あと、南スーダン・ネパール・ペルー、それぞれの契約と言いますのは、各事務所、各国におきまして、その国にとって非常に重要なセクターと考えられる分野においても、いろいろな専門的な知見を有する人材を事業を実施する上でのアドバイスをいただくために確保しているというところでございます。

全体の中で言いますと、こういった専門的知見を有する人材の確保というところは、それぞれの国の事情、事務所の事情に応じまして対応しているということでございますけれども、全体 46 名の中で言うと、10 名程度がこういった形での確保ということになっております。

このうちのペルーの件に関しましては、実は実際にこの国で行われている円借款事業の中で、技術的な支援が必要となるような状況が発生したこともあって、人材確保を行っているという背景もございます。

それ以外の 67 名の安全対策アドバイザーの契約でございますけれども、過去にご指摘いただいたことも踏まえて、各在外事務所に対しては現職の警官・公務員との契約は望ましくないで、極力別の人材を探して切り替えるような指示を在外に対して発出しております。

その結果、ほとんどの事務所におきましては、既に切り替えが終わっているところでございますけれども、現時点であと 4 つの事務所が残っております。ただ、これらの事務所に関しましては、そのうちの 1 か所は 2019 年度から切り替えが完了する予定になっております。残りの事務所に関しても、その警官の所属先との間で文書で問題ない旨の確認等を行ってきているところではございますけれども、そうであったとしても、基本的には切り替える方向で別の安全対策アドバイザーを探すようにという指示を対象の事務所に出して、その方向で進めようとしているところでございます。

簡単ですが、概要としては以上でございます。

JICA： 議題 2 につきまして、ご質問・ご審議のほうをお願いいたします。

委員：これはおそらく、最後の備考欄のところの安全対策アドバイザーの問題が発端になっていて、一応の改善の方向性を示していただいたけれども、別の回の会議で、前の話との関係で十分対応ができていないのではないかと、そういう指摘が重ねて出てきたの

だと認識しています。今の対策として、別の人材というのは具体的にどういう人材なのか。

JICA：一つ、例えばですけれども、既に退職されたそういった分野の専門性を有する方というのは候補になるのだらうと思いますが、別の人材というのは、それぞれの事務所の状況によって対象が変わってくるかと思います。

委員：今のお話で、例えば元警察官とかそういうのに切り替えるという方向は、私は改善になっていないと思います。実質的な利権が時間的に移るだけです。元公務員が自分で情報を持っているはずはないですから、結局現職の人に聞くとか、そのコネクションで金をもらうということになるはずで、実質は現職でもらうか退職してからもらうかの違いですので、あまり意味はないと思っています。そもそも、そういう契約をする必要があるのかということをお私に疑問に思っているのですが、それはいかがですか。

JICA：その契約の必要性そのものは、当然在外事務所の中では、治安上の問題を抱えるところが少なからずございますので、必要かと思いますが。

委員：外国の例も含めて、ご検討いただいているということですか。

JICA：ほかの国際機関等の例も含めてですね、はい。

委員：安全管理というのは今、ダッカの事件があり、もっと強化すべきと言っていて、違法なものは絶対いけないと思いますけど、基本的に現地法が適正であれば、契約を実施すべきだと思います。もちろん日本の公務員法の解釈というのはありますけど、今の方向が改善に向かっているのであれば、暫定的なところについてはむしろ本部がちゃんと全部見ているとか、金額であるとか内容が妥当であるとか、そういった特例措置の中で移行していくことが必要だと思います。

私が最悪だと思うのは、契約上適正にしましたけど、安全管理が落ちましたというのは、それは私はちょっと違うのではないのかなと委員として思います。ですので、警察OBについても、それなりに組織判断をしたほうが良いとは思いますが。その国の情報を持っている、またネットワークを持っているというのは、そういう方であり、かつ契約、先方の法律、それから日本国内の法律で抵触しないのであれば、それはよろしいのではないかなと思います。

JICA：それから、これは現地の事情が許せばということですが、そういった安全管理、安全対策ということに関して、いわゆる法人契約、そういった現地において安全確保に長けた法人・企業が存在する場合には、法人との契約によってそういう対応をしている事務所もございます。

委員：このへんはJICAの方は必要だというふうにおっしゃるでしょうけれども、私の感覚がちょっと違うのかもしれないし、究極的には国民感情としてこれが許されるかどうかということだと思っております。私の感覚だと、国際協力をするための安全対策というのは対象国が当然やることであって、金を出してまで日本の側でやる必要はないだらうというふうに思うのです。

委員：でも、ダッカの事件の例もあり、それはもちろん先方政府がやることですけれども、できていないのが途上国の現状であって、それに対して事業を展開するためには、安全管理を強化しなければ、JICA は事業を展開できないと基本的に日本政府も含めて思っているところだと思います。委員がおっしゃる違法行為というのはまずいと思いますけど、やはり国々の特殊事情の中でというのは一つ重要な要素として、JICA の中では考えていることなのではないかなと思います。

委員：緊急性とかいろいろな状況が個別にはあるでしょうけれども、私は一概に認めているのかどうか甚だ疑問であって、それこそ世論の評価を受けるべきことだと思いますので、これはきちんと議事録に残していただきたい。私としては、問題があるという意見だけ申し上げておきたいと思います。それと、JICA の業務ではなく国の業務という見方もできるところがあるでしょうし。

それから、具体的な案件で、帯広の（地域連携アドバイザー）案件は国内の 1 件ということですね。これは続けるのですか。

JICA：確か、今年度末をもって終了するはずですよ。

委員：ということで、極力やらないということで、その代わりに個別の謝金で対応するということですか。

JICA：確かそうだったと思います。

委員：そのほうがベターなのでしょうけど、その反面で、謝金でどんどんやっていくということになると、この委員会での審議の対象にならないから、コントロールは少し手薄になるというデメリットはあると思うのですが、私の問題意識としては、少なくとも、年間いくらかかをポンと渡すようなものは、明らかにまずいと思うので、できるだけ時間計算で謝金等のベースに乗せるというのが自然な流れかなというふうに思っています。

それからもう一つは、このアドバイザー契約の対象なのですけれども、どこまでカバーしているのかです。例えば現地の公務員なんかに情報提供をしてもらうためにお金を払うというのは、それこそ謝金の話であって、アドバイザー契約には入らないということですか。

JICA：そういったお金の使い方を果たしてしているかどうかというところは、ちょっと我々、調達部のほうでは把握のしようがないところがございますけれども、要するに特定の個人の方との間で契約という書面上のものを取り交わしているものを今回対象としてピックアップしたものでございますが、今、委員がおっしゃったようなケースがお金の使い方として、おそらくそれほどあるとはちょっと考えにくいのですが。

委員：保健所の職員なんかにお金を渡して、情報提供をもらうというケースはあると聞いています。要するに、契約のベースでこういうふうに、私は疑問ではあるけれども、かりに一応の方向が示されたとしても、謝金のベースで同じような話はあるはずですので、それをどういうふうにコントロールしていくのかということは問題提起として申し上げておきたいと思います。ここから先はそれこそ契約監視委員会の話ではないのかもかもしれません。

るので、ぜひ JICA としてご検討いただきたいと思います。

JICA：私どもの場合は、いわゆる国で言うところの機密費的なものがあるわけではございませんので、支出が実際に発生していれば、それは必ず経理上の処理がなされておりますし、それに対してはすべて公開の対象になるものだというふうに考えております。

委員：そうですか。では、お調べいただけますか。基本的には個人の謝金になるはずなので、一見すると分からないはずですが。

委員：どこの事例かご存じですか。

委員：発展途上国であれば、恒常的にある話だと私は聞いていますけど。

委員：いや、それを全部やれというのは、かなり難しいと考えるます。

JICA：ただ、我々はやはり公的機関であって、税金を使った活動をしておりますので、そういった税金の使い方というところの観点に立ったときには、おかしな使い方はしていないはずだと考えます。

委員：だから、おかしな使い方というその概念が不明確なのです。要するに、所属機関の了解があればいいとかそういうレベルなのか、それとも公務員法の所管官庁の了解を得る、お墨付きを得るべきなのか、そのへんも不明確なのです。

ですから、JICA としてどういう方向なのか、公務員に対して個別に対価を支払って情報提供を求めるとというのが、かりに今までの例を調べるのは難しいというのであれば、今後そういう例が出てきたときに認めるという方向なのかどうか。

JICA：ご指摘の件に関しては、まさしく調達部だけの所掌範囲を超えるご提案でもございますので、JICA としてどういう対応が可能なのかというところは関係部署とも相談してみたいと思います。

委員：包括的な話ですけど、基本的には業務に対する成果品が何であって、その単価なり質が担保されているのかということだと思えるのですよね、先ほどのいろいろな話は。

それは私はアドバイザーについてはやるべきだと思うので、そういった観点から見直しや点検をするのであれば、全体的に見たほうがよろしいのではないかと。

委員：もちろん、成果の尺度の問題はあるはずで、契約上の義務をどこまで細かに書くかという問題にも関連しますが、いずれにせよ、成果の話に止まるのかどうかです。法例違反は論外として、とりわけ日本の感覚であり得ないということをごどこまで許容するのかということにも関係します。特に公務員や元公務員について問題になるとは思います。

JICA：そこに関しては、他方、我々、事業の現場に身を置く者からすると、日本の常識だけでは測れないところもある中で、ただ、とはいっても公金を使っている以上はちゃんとした説明責任を果たしていかなければいけないということは間違いございませんので、その点に関しては、情報公開、あるいは説明というところに耐えうるものを我々としてはち

ちゃんとやっていくということに努めたいと思っております。

3. 2018年度の契約監視委員会の運営について（案）【資料3】

委員：時間のほうもあります、ほかの委員の皆様、よろしゅうございますでしょうか。

それでは、議題 3 でございます。来年度の契約監視委員会運営方針につきまして、事務局のほうからご説明いたします。

JICA：来年度の契約監視委員会に関しましても、今年度同様に、4回の開催ということでやらせていただければと思っております。毎回の審議事項に関しても、ほぼ今年度と同様ということで考えておりますけれども、このうち、9月上旬の第2回のほうで、兼ねてから横断的な検討が必要ではないかというふうにご提案いただいております、いわゆる後続案件の受注者選定時における先行案件における収集情報の取り扱いというテーマを挙げさせていただきまして、これに関してのご意見を賜りたいと考えております。

それ以外は今年度同様ということで考えておまして、このうち第1回・第3回においては、2回連続一者応札・応募の点検を予定しておりますけれども、これも今年度同様にテーマを整理した上でのご説明・ご審議ということでやらせていただければと思っております。

それから、この委員会の運営方針というところに若干関わってくるところでございますけれども、来年度につきましても今日ご在席の皆様、それからご欠席の委員も含めて、後ほど個別にご都合を確認させていただいた上で、ご支障がなければ引き続き来年度も委員の委嘱をさせていただければと考えております。

他方、この契約監視委員会も既に8年目になっております中で、一応来年度いっぱい皆様にお願ひした上で、来年度の中で一定の委員の方の任期というものも設定を検討させていただければというふうに思っております。具体的なところでは、また先生方のご意見も伺いながら進めさせていただきたいと思っておりますけれども、そういうことを今、検討しているということだけ本日お話しさせていただきます。

JICA：以上でございます。では、委員の皆様、来年度の運営計画につきまして、何かご質問、ご意見等はございますでしょうか。

それでは、今回の契約監視委員会のほうをこれにて終了させていただきます。長時間にわたり、どうもありがとうございました。

以上

別添資料：

1. -1 応募に係る個別点検（2016年度契約）
1. -2 案件情報シート
2. 2016年度アドバイザー契約の概要
3. 2018年度の契約監視委員会の運営について（案）

2017年度第4回契約監視委員会：一者応札・応募の個別点検対象契約リスト（2016年度契約）

資料1

1. コンサルタント等契約

(敬称略)
(数字は各委員の優先順位)

| 担当部署 | 担当課 | 契約区分 | 調達方法 | 契約件名 | 契約金額 (円) | 人月 | 契約相手方名称 | 地域 | 分野 | 理由 | 委員 | 過去の契約監視委員会 | |
|------|------------|---------------|-----------------|------|---|---------------|---------|---------------------------------|--------|-------|---|-------------|--|
| 1 | 社会基盤・平和構築部 | 運輸交通・情報通信G第一T | 業務実施契約 | 企画競争 | ミャンマー国バゴー橋建設事業詳細設計調査 | 1,189,452,600 | 330.74 | 共同企業体代表者 日本工営株式会社 | アジア | 運輸・交通 | 当初契約金額（約12億円）が、業務実施契約の中で最も大きい案件である。 | 不破① | |
| 2 | 中南米部 | 中米・カリブ課 | 業務実施契約 (単独型) | 企画競争 | 北米・中南米地域生活改善広域アドバイザー | 59,531,760 | 18.50 | 株式会社アールディーアイ | 北米・中南米 | その他 | 曖昧な件名に思われます。内容を確認させてください。 | 関口① | |
| 3 | 産業開発・公共政策部 | ガバナンスG行財政・金融T | 業務実施契約 | 企画競争 | カンボジア国ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査 | 38,946,960 | 11.05 | 共同企業体代表者 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 | アジア | 行政 | 事業内容を確認したいため。また、他の契約締結方式にする可能性について、説明を求めたいため。 | 木村① | |
| 4 | 東・中央アジア部 | 東アジア課 | 業務実施契約 | 企画競争 | 全世界空港・港湾整備に係る情報収集・確認調査 | 54,446,040 | 13.75 | 共同企業体代表者 株式会社野村総合研究所 | その他 | 運輸・交通 | 契約件名及び契約相手方（民間シンクタンク）からすると、受託能力を有する候補企業は相当数あると思われることから、1者応募となった理由を確認したい。（中久保） 事業内容を確認したいため（特定の国に関する情報収集でないという特殊性があるように見受けられるため）。（木村） | 中久保① 木村② | |
| 5 | 東南アジア・大洋州部 | 東南アジア第四課 | 業務実施契約 | 企画競争 | ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道事業フェーズⅡ準備調査 | 331,674,480 | 59.80 | 共同企業体代表者 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル | アジア | 運輸・交通 | フェーズ1との関係（同じJV組み合わせか？）・JV組成経緯・方法等について、本体事業と本コンサルJVとの関係について教えてください | 乾① | 2015年度第4回「ミャンマー国ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ1詳細設計調査【有償勘定技術支援】」 |
| 6 | 評価部 | 事業評価第一課 | 業務実施契約 | 企画競争 | 全世界2016年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-1（チュニジア、モロッコ） | 35,519,040 | 5.95 | 学校法人早稲田大学 | その他 | その他 | 外部自己評価の業務について、私立大学の一者応募となった理由を確認したい。（中久保） 全世界2016年度案件別外部事後評価について、当事業年度の事後評価案件の合計件数に占める一社応札の割合を確認したいため。（関口） | 中久保②、関口② | |

2. 研修委託契約

(敬称略)

| 担当部署 | 担当課 | 研修形態 | 調達方法 | 案件名 | 契約金額 (円) | 契約相手方名称 | 受入人数 | 受入期間（日数） | 分野 | 参加国 | 理由 | 委員 | 過去の契約監視委員会 | |
|------|---------------------|--------------------------|-------|---------------------------|---|-------------|------------------------|--|--|--------|---|--|------------|--|
| 7 | 南アジア部 | 南アジア第一課 | 国別研修 | 一般競争入札[総合評価落札方式]（今年度新規締結） | 「インド鉄道省職員研修」運営管理業務 | 665,872,920 | 共同企業体代表者 日本コンサルタンツ株式会社 | 288 | 14 | 運輸交通 | インド | 当初契約金額（666百万円）が、企画競争による研修委託契約の中で最も大きく、しかも、当初契約金額を研修員受入人数（288名）に研修員1名の1日当たりの金額（165千円）も圧倒的に大きい案件である。 | 不破① | |
| 8 | 東京国際センター/産業開発・公共政策部 | 産業開発・公共政策課/ガバナンスG行財政・金融T | 課題別研修 | 参加意思確認公募 | 2016-2018年度課題別研修「公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム」(1年次) | 10,012,316 | 共同企業体代表者 公益財団法人国際通商研究所 | 25 | 13 | 経済政策 | ブータン、カンボジア、フィジー、インド、イラク、ケニア、キルギス、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、ナイジェリア、PNG、フィリピン、スリランカ、タンザニア、タイ、ベトナム | 事業内容や実施方法について確認したいため。 | 木村① | |
| 9 | 北海道国際センター（札幌） | 研修業務課 | 青年研修 | 参加意思確認公募 | 2016年度青年研修（タイ/障がい者支援制度） | 4,026,894 | 社会福祉法人ゆうゆう | 14 | 25 | 社会保障 | タイ | 契約件名から見て、他の社会福祉法人が応募しなかった理由を確認したい。 | 中久保① | |
| 10 | 沖縄国際センター/社会基盤・平和構築部 | 研修業務課/運輸交通・情報通信G第二T | 課題別研修 | 一般競争入札[総合評価落札方式]（今年度新規締結） | 2016-2019年度課題別研修「沖縄国際センター・情報通信技術分野課題別研修」(1年次) | 194,961,600 | 共同企業体代表者 富士通株式会社 | 39人 (A)8人 (B)11人 (C)10人 (D)10人 | 589日 (A)157 (B)168 (C)129 (D)135 | 情報通信技術 | (A)フィリピン、ラオス、ミャンマー、ベトナム (B)マレーシア、フィジー、PNG、トンガ、パラオ、ポツワナ (C)ツバル、サモア、イラク、スーダン、ナミビア (D)バングラデシュ、パキスタン、ジンバブエ、ルワンダ、コンゴ、キルギス、ウズベキスタン | 他社の応募受付方法、本契約の価格の妥当性の検証、研修の質の管理について、教えてください | 乾① | |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|----------------------|---|
| (1) 担当部署 | 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム |
| (2) 案件名 | バゴー橋建設事業詳細設計調査 |
| (3) 業務区分 | 業務実施契約 |
| (4) 対象国 | ミャンマー |
| (5) 契約金額 | 1,189,452,600 円 |
| (6) 総人月 | 330.74 |
| (7) 目的 | 本案件は「バゴー橋建設事業」に係る詳細設計作成支援、入札図書作成支援、に至るまで本円借款事業の円滑な進捗を支援するもの。「バゴー橋建設事業」は、ヤンゴン地区とタンリン地区間のバゴー川に橋梁を建設することにより、同区間の円滑な交通・物流網の整備・増強を図り、もってティラワ経済特別区等への直接投資の増加、及びミャンマー全体の経済発展に寄与することを目的としている。 |
| (8) 業務従事者分野 (公示時) | 1) 総括／橋梁計画 (評価対象) 2) 橋梁設計 (全体) (評価対象) 3) 橋梁設計 (鋼斜張橋上部工) (評価対象) 4) 橋梁設計 (鋼斜張橋主塔) 5) 橋梁設計 (鋼斜張橋ケーブル) 6) 橋梁設計 (鋼斜張橋構造解析) 7) 橋梁設計 (下部工) (1) 斜張橋 8) 橋梁設計 (基礎工) (1) SPSP 斜張橋 9) 橋梁設計 (鋼箱桁上部工) 10) 橋梁設計 (下部工) (2) 鋼箱桁橋 11) 橋梁設計 (基礎工) (2) SPSP 鋼箱桁橋 12) 橋梁設計 (コンクリート橋・上部工) 13) 橋梁設計 (下部工) (3) コンクリート橋 14) 橋梁設計 (基礎工) (3) (SPSP)コンクリート橋 15) 橋梁設計 (基礎工) (4) (場所打ち杭) 16) 橋梁設計 (高架橋・オンランプ、上部工) (1) 17) 橋梁設計 (高架橋・オンランプ、上部工) (2) 18) 橋梁設計 (高架橋・オンランプ、下部工) 19) 橋梁設計 (高架橋・オンランプ、基礎) 20) 道路・舗装設計交差点設計 |

1. ミャンマー国「バゴ橋建設事業詳細設計調査」

| | |
|--------------------|---|
| | 2 1) 軟弱地盤対策・料金徴収施設 2 2) 配電・照明設備 2 3) 設計図面作成／業務調整 2 4) 地形測量 2 5) 土質調査 2 6) 材料調査 2 7) 入札図書作成 2 8) 環境配慮 2 9) 社会配慮 3 0) 資機材調達／積算 (1) (河川橋梁部分) 3 1) 資機材調達／積算 (2) (フライオーバー部分) 3 2) 施工計画 (河川橋部分) 3 3) 施工計画 (フライオーバー部分) 3 4) 工事安全対策 3 5) 公共設備 3 6) 運営維持管理 3 7) 照査※全 37 名。以降は業務指示書 p. 33 を参照 |
| (9) 契約相手名称 | 共同企業体代表者：日本工営株式会社 構成員：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、首都高速道路株式会社、株式会社長大、大日本コンサルタント株式会社共同企業体 |
| (10) 公示日 | 2016 年 7 月 13 日 |
| (11) 業務指示書配布日 | 2016 年 7 月 13 日～ 7 月 19 日 |
| (12) プローポザル作成期間 | 24 日間 |
| (13) 関心表明者数および表明者名 | 4 者 (日本工営株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、首都高速道路株式会社、株式会社長大、大日本コンサルタント株式会社共同企業体) |

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因 (ヒアリング結果)

本案件は、業務従事者構成を約 37 名想定しており、多くの従事者を必要とする調査である。このことから、応募のあった入札参加者も 5 者の共同企業体で構成されている。一方で、現在、本案件以外にも多くの案件が並行して進められている。辞退理由の傾向として、「自社で業務主任者が確保できない。」、「自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない。」等のコンサルタントのリソース制約が顕著であった。多くの案件が進行する中で、コンサルタントリソースの制約から、技

術者を本案件に従事させることができなかつたために、1者のみ応札となつたと推察される。

なお、本事業は、橋梁の供用開始を2020年度中に予定しており、詳細設計の速やかな開始を求められたことから、他案件との実施時期を重複せざる得ない状況であつた。

(2) 今後講ずる対策

仮に、調査開始時期の調整が可能な場合、これを調整することにより、受注意欲が高まると推察される。

(3) 補足情報

| 項 目 | 補足情報 |
|--------|--|
| ① 応募要件 | <p>【1. 競争参加資格（プロポーザル提出の資格）】</p> <p>（1）以下のいずれかに該当する者は、JICA 契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。</p> <p>1）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>2）「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者</p> <p>3）「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者</p> <p>（2）JICA 契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。</p> <p>1）全省庁統一資格 平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。</p> <p>2）日本登記法人 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。</p> <p>【2. 共同企業体の結成の可否】</p> <p>共同企業体の結成は認めるものの、業務主任（総括）は、共同企業体の代表者の者とする。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>【3. 補強の可否】 以下の要件で、補強を認めます。 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。 3) 業務主任者（総括）については補強を認めません。</p> <p>【4. 外国籍人材の活用】 1) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事者人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。</p> |
| <p>② 契約の経緯</p> | <p>本案件に先立ち、本円借款事業に関連するミャンマー国ヤンゴン都市圏開発プログラム形成準備調査（都市交通）バゴ橋建設事業協力準備調査を実施している。本案件の選定手続きにあたり、先行案件の調査報告書を参考資料として提供しており、新規参入を促す取り組みは行っている。</p> |
| <p>③ 要員確保 （コンサルタントのAvailability）</p> | <p>日本工営株式会社、株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル、株式会社長大、大日本コンサルタント株式会社、セントラルコンサルタント株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社建設技研インターナショナル、国際航業株式会社、株式会社片平エンジニアリング・インターナショナル等</p> |
| <p>④ 継続性 （後続事業あり）</p> | <p>なし</p> |
| <p>⑤ その他</p> | <p>なし</p> |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|----------------------|---|
| (1) 担当部署 | 中南米部中米・カリブ課 |
| (2) 案件名 | 生活改善広域アドバイザー |
| (3) 業務区分 | 業務実施契約（単独型） |
| (4) 対象国 | 北米・中南米地域 |
| (5) 契約金額 | 59,531,760 円 |
| (6) 総人月 | 18.5 |
| (7) 目的 | ドミニカ共和国及びコスタリカを中心とした中米・カリブ地域対象国における生活改善分野の帰国研修員等※の活動へのアドバイス、モニタリングツール開発・支援を行い、同ツールを活用し、生活改善活動のモニタリング手法の分析・体系化を図る。また、ドミニカ共和国及びコスタリカ国政府の農村開発における生活改善アプローチの活用に向けた制度・政策へ提言し、中米・カリブ地域に対して成果・教訓を共有し、各国における生活改善取り組みの推進につなげる。 ※JICA 筑波では、戦後日本に導入された生活改善普及事業の政策・制度面、生活改善活動の考え方や手法を基にした「生活改善アプローチ」を各国の農村開発に活かすことを目的として、2005 年から生活改善にかかる課題別研修を実施している。 |
| (8) 業務従事者分野 (公示時) | 農村開発 |
| (9) 契約相手名称 | 株式会社アールディーアイ |
| (10) 公示日 | 2016 年 12 月 28 日 |
| (11) プロポーザル作成期間 | 22 日間 |
| (12) 関心表明者数および表明者名 | 1 者（株式会社アールディーアイ） |

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

本業務に先行して、2014 年 8 月から 2016 年 10 月にかけて「中米・カリブ地域生活改善広域アドバイザー」を派遣しており（業務実施契約（単独型）：2 者応札）、先行案件の受注者が本業務も受注している。公示にあたっては、先行案件受注者のみではなく、他社の参入も期待し、応募勧奨を行ったが、同分野に実績があり、関心があると思われる 3 者からのヒアリング結果によると、3 者とも、他の業務との兼ね合い

から本業務への応募を見送ったとのことである。また、その内1者からは、先行案件受注者が関心を示した場合、当該分野及び地域での経験、先行案件からの継続性の観点からも優位性があると考え、応募も見送ったとの説明もあった。

(2) 今後講ずる対策

本件公示時に参考資料として先行案件の業務完了報告書を確認できるよう調整し、先行案件の従事者でなくとも継続性を担保できる工夫を講じたが、今後は、より幅広く同分野に関心を引き出すために、更なる関連する研修の報告資料や現地の活動報告等も掲載し、中米・カリブ地域における同分野の活動が容易に把握できる調整を行うと共に、更なる応募勧奨を行う。リソースが限られていることに鑑み、他類似案件の実施スケジュールも考慮しつつ、実施計画を立てる。

(3) 補足情報

| 項目 | 補足情報 |
|----------------------------------|--|
| ① 応募要件 | ①類似業務の経験 ②対象国又は同類似地域での業務経験 ③語学力（スペイン語） |
| ② 契約の経緯 | 本案件に先立ち、2014年8月から2016年10月にかけて「中米・カリブ地域生活改善広域アドバイザー」として個別専門家を派遣している。本案件は先行案件の成果に基づき形成されたものであるが、本案件選定手続きにあたり、先行案件の業務完了報告書を参考資料として共有・提供しており、他社の参加を促す取り組みは行っている。 |
| ③ 要員確保 （コンサルタントのAvailability） | 受注者の他、株式会社日本開発サービス、NPO 法人国際農民参加型技術ネットワーク（IFPaT）、アイ・シー・ネット株式会社等が考えられるが、生活改善アプローチ、かつ農村開発分野に精通し、スペイン語で業務が可能である人材リソースは限りがある。 |
| ④ 継続性 （後続事業あり） | 現段階では想定していない。 |
| ⑤ その他 | 特になし。 |

3. カンボジア「ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び
通関電子システム改善提案のための情報収集・確認調査

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|----------------------|--|
| (1) 担当部署 | 産業開発・公共政策部ガバナンスグループ行財政・金融チーム |
| (2) 案件名 | ナショナル・シングル・ウィンドウ構築に向けた通関手続き及び通関電子システムの改善提案のための情報収集・確認調査 |
| (3) 業務区分 | 業務実施契約 |
| (4) 対象国 | カンボジア |
| (5) 契約金額 | 38,946,960 円 |
| (6) 総人月 | 11.05 |
| (7) 目的 | <p>1) ナショナル・シングル・ウィンドウ (NSW) 構築に係るカンボジア政府の方針・検討状況に関する情報収集を行い、課題の抽出を行う。</p> <p>2) 既往の通関電子システム (ASYCUDA) の稼働状況と通関手続きの確認を行い、その課題の抽出を行う。</p> <p>3) 上記 1) 及び 2) で収集・抽出した情報・課題に基づき、NSW 及び既往の通関電子システムについて、通関手続きの簡素化及び効率化と、右を実現するに際し相応しい情報システム構築の観点から提言を行う。</p> <p>4) シハヌークビル港における船舶入出港を中心とした港湾関連手続き、港湾関連行政機関、港湾利用者、港湾関連法制度、FAL 様式導入、港湾手続きの電子化等の現状を確認し、課題及び港湾 EDI 構築に向けた提言を行う。</p> |
| (8) 業務従事者分野 (公示時) | <p>ア 総括/通関手続き整備 (2号)</p> <p>イ 通関システム設計 (3~4号)</p> <p>ウ 通関システム間接続</p> <p>エ 港湾手続き (3号)</p> |
| (9) 契約相手名称 | <p>共同企業体代表者：輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社</p> <p>構成員：三菱総合研究所、NTT データ、国際臨海開発センター</p> |
| (10) 公示日 | 2016 年 12 月 21 日 |
| (11) 業務指示書配布日 | 2016 年 12 月 21 日～2016 年 12 月 27 日 |
| (12) プロポーザル作成期間 | 28 日間 |
| (13) 関心表明者数および表明者名 | <p>7 者</p> <p>1) 一般財団法人国際臨海開発研究センター</p> |

3. カンボジア「ナショナル・シングル・ウィンドウ」構築に向けた通関手続き及び
通関電子システム改善提案のための情報収集・確認調査

| | |
|--|---|
| | 2) 日本工営株式会社 3) 株式会社 NTT データ 4) 株式会社三菱総合研究所 5) 合同会社適材適所 6) 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 7) 株式会社日立ソリューションズ |
|--|---|

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

- 自社で業務従事者が確保できない。
- 自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない。
- 自社の業務内容と合致しなかった。

(2) 今後講ずる対策

- 少なくとも JICA 業務の範囲内において、類似業務が集中する時期を避け、公示するタイミングを調整するよう努める。
- 今後の方策として、案件の特性を考慮した上で、可能な範囲で通関分野と港湾分野を分けて公示を行うことが考えられる。

(3) 補足情報

| 項 目 | 補足情報 |
|---------|---|
| ① 応募要件 | 対象国 : カンボジア国 言語 : 英語 類似業務: 通関手続きに係る各種業務（総括/通関手続き） 通関システム設計に係る各種業務（通関システム設計） 港湾手続きに係る各種業務（港湾手続き） 参加要件: 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 |
| ② 契約の経緯 | 通関所要時間の削減など民間企業からのニーズも強く、手続き迅速化に向けた課題を抱えたカンボジア国において、域内貿易の促進と貿易取引に要する手続きコス |

3. カンボジア「ナショナル・シングル・ウィンドウ」構築に向けた通関手続き及び
通関電子システム改善提案のための情報収集・確認調査

| | |
|---|---|
| | <p>ト削減を目的として NSW の構築及び ASYCUDA との効果的なシステム連携を通じた、貿易円滑化の取り組みが進められている。</p> <p>また港湾分野においては、港湾 EDI (Electronic Data Interchange) システムの構築と NSW への接続が今後想定されている。</p> <p>このような背景のもと、NSW 及び通関・港湾システムについて手続きの簡素化及び効率化を実現するのに相応しい情報システム構築の観点から改善点の検討・提案を行うため、本調査を実施した。</p> |
| <p>③ 要員確保 (コンサルタントの Availability)</p> | <p>本案件は通関と港湾の 2 つの分野を対象とした調査であることから、業務専門性が高く、受注可能な企業が限られてしまう恐れがあった。主管部として一者応募を避けるために、これまでに類似の業務経験を有する社(輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社及び NTT データ)への応募勧奨を行った。指示書では、これ以上専門的な業務内容にならないよう、システム開発のための細かな要件定義などを業務内容には含めず、その前段の現状把握と課題の把握と提案を柱に構成し、すべての分野の専門性を必ずしも有さない企業でも応札(補強としての参加)が可能となるよう配慮した。</p> <p>結果的には本邦において各々の専門性や業務経験を有する主要な 3 者(三菱総合研究所、NTT データ、国際臨海開発センター)が補強として加わり、分野横断的な調査団構成となったため、プロポーザルの提出があったのは 1 者のみとなった。</p> |
| <p>④ 継続性 (後続事業あり)</p> | <p>本件の直接の継続事業は無いものの、カンボジア政府より NSW 構築に係る無償資金協力の要請が出てきており、案件形成に向けて検討を続けている。</p> |
| <p>⑤ その他</p> | |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|----------------------|--|
| (1) 担当部署 | 東・中央アジア部東アジア課 |
| (2) 案件名 | 空港・港湾整備に係る情報収集・確認調査 |
| (3) 業務区分 | 業務実施契約 |
| (4) 対象国 | 全世界 |
| (5) 契約金額 | 54,446,040 円 |
| (6) 総人月 | 13.75 |
| (7) 目的 | 今後、JICA が同セクターでの案件形成等を行う際の参考として、(1) 空港・港湾整備に係る新興ドナー等の協力動向の把握、(2) 事業実績の多い中国企業に焦点を当て、① 中国国内での当該セクターの動向把握、② 海外進出に係る諸政策、③ 受注実績のある企業の取りまとめと企業分析、④ 中国の海外経済活動状況の把握、⑤ 代表事例の分析を行ったもの。 |
| (8) 業務従事者分野 (公示時) | ① 総括／インフラ支援計画、② ドナー動向／中国の対外協力、③ 港湾整備、④ 空港整備／周辺インフラ整備 |
| (9) 契約相手名称 | 共同企業体代表者：株式会社野村総合研究所 構成員：一般財団法人国際臨海開発研究センター |
| (10) 公示日 | 2016 年 11 月 30 日 |
| (11) 業務指示書配布日 | 2016 年 11 月 30 日～12 月 6 日 |
| (12) プロポーザル作成期間 | 17 日間 |
| (13) 関心表明者数および表明者名 | 4 者（株式会社野村総合研究所、一般財団法人国際臨海開発研究センター、有限責任 あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ） |

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

プレ公示後、過去の類似調査にて関心を示したコンサルタント 6 社に電話などで周知を図った。その後、3 社（複数者）からの希望に基づき、個別に口頭で詳細説明を行う等、最大限の応募勧奨を行った。

関心表明を行ったが辞退した社（2 社）より提出されたプロポーザル辞退理由書によれば、同時期に、中国を対象とした別の情報収集・確認調査に関する公告があり、そちらに応募するために辞退された社が 1 社（上述の中国の別調査には応札している）、自社単独での応札が困難であり共同事業体や補強の確保が出来ないことを理由に辞退された社が 1 社であった。

また、電話にて周知を図ったコンサルタントのうち、1 社からは中国関連スタッ

4. 全世界「空港・港湾整備に係る情報収集・確認調査」

フがすべて他案件に従事しているため、実施体制を組めず対応不可と回答があった。

本件については複数の社から関心を頂いたものの、上述ヒアリング結果、及び過去の空港・港湾整備関連の契約実績から考えると、社の戦略又は体制等の要因に加え、港湾分野のコンサルタントが少ないことが1社応札の要因になったと思われる。

(2) 今後講ずる対策

今般、調査の実施に向けた日本政府との調整に伴い、中国に関連する情報収集・確認調査2件の公告が同時期になった。今後、同一国に関する複数の情報収集・確認調査を実施する場合は、調査の内容や想定される団員構成/分野等を勘案し、重複又は高い類似性が見込まれる場合は、公告時期や調査開始時期を分散させるように努める。

(3) 補足情報

| 項目 | 補足情報 |
|----------------------------------|---|
| ① 応募要件 | 対象国：全世界 言語：英語（3名の評価対象業務従事者のうち1名（ドナー動向／中国の対外協力）については語学要件なし） 類似業務： ① 総括／インフラ支援計画：インフラ支援計画に係る各種調査業務 ② ドナー動向／中国の対外協力：ドナー動向／中国の対外協力に係る各種調査業務 ③ 港湾整備：港湾に係る各種調査 |
| ② 契約の経緯 | 特になし |
| ③ 要員確保 （コンサルタントのAvailability） | 中国を主とするドナー動向、空港、港湾整備に関する知見をすべて1社のみで対応できるところはないと認識。 各分野では、空港施設の運営管理、空港施設の設計や拡充等については、過去の実績から、日本空港コンサルタンツ、成田国際空港株式会社、JULX、梓設計、オリエンタルコンサルタンツなどが対応可能と推察。 港湾分野については、国際臨海開発研究センター以外には（株）日本港湾コンサルタント等。 ドナーの動向についてはシンクタンクなどが対応可能と推察。 |
| ④ 継続性 （後続事業あり） | 特になし |
| ⑤ その他 | 特になし |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|----------------------|--|
| (1) 担当部署 | 東南アジア・大洋州部 東南アジア第四課 |
| (2) 案件名 | ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ2 |
| (3) 業務区分 | 業務実施契約 |
| (4) 対象国 | ミャンマー国 |
| (5) 契約金額 | 331,674,480 円 |
| (6) 総人月 | 59.80 |
| (7) 目的 | ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業のうちタウングー-マンダレー間をフェーズ2として概要、事業費、事業実施体制、運営・維持管理体制、環境社会配慮等、有償資金協力事業としての審査に必要な調査を行うもの。 |
| (8) 業務従事者分野 (公示時) | 鉄道計画、軌道計画、橋梁計画、土木一般、駅建築計画、信号、通信、電力、車両計画、環境社会配慮、自然状況調査、交通需要予測、運営維持管理、経済・財務分析、積算・調達事情、駅開発・公共交通、旅客サービス、広報、業務・調整 |
| (9) 契約相手名称 | 共同企業体代表者：株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 構成員：日本コンサルタンツ株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、株式会社トーニチコンサルタンツ、日本工営株式会社 |
| (10) 公示日 | 2017年1月11日 |
| (11) 業務指示書配布日 | 2017年1月11日から2017年1月17日まで |
| (12) プロポーザル作成期間 | 24日間 |
| (13) 関心表明者数および表明者名 | 11者 うち、以下の5者が契約相手方 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 日本コンサルタンツ株式会社 パシフィックコンサルタンツ株式会社 株式会社トーニチコンサルタンツ 日本工営株式会社 また、以下の6者は辞退表明 ・アジア航測株式会社 ・株式会社長大 |

| | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 三井共同建設コンサルタント株式会社 ・ 株式会社エー・エス・エンジニアリング ・ PwC アドバイザリー合同会社 ・ 電気技術開発株式会社 |
|--|--|

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

業務指示書を受領したが辞退した企業に辞退理由を確認した結果、以下の回答を得た。（複数回答あり）

- ・ 自社で業務主任者が確保できない：1 者
- ・ 自社で業務従事者が確保できない：3 者
- ・ 自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない：2 者
- ・ 補強で参加することにした：2 者

なお、業務指示書の配布に際しては、内部資料であるヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業準備調査やフェーズ1 詳細設計調査等、本調査に関連する資料を貸与資料とし、これまでヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業等のミャンマーの鉄道事業案件を受注していない者に対して、先行者との大きな情報の偏りが無いよう努めたが、本事業は全長620kmの幹線鉄道のうち350kmを対象とし、多岐にわたる分野を包括的にカバーし、高度な知識を有する専門家を多く確保する必要があるため、鉄道分野で専門人材が不足している本邦の状況下で、企業から「自社で業務主任者・業務従事者が確保できない」「自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない」との回答があり、関心企業の辞退が相次いだ。

(2) 今後講ずる対策

企業からのヒアリングによれば、これまでミャンマー鉄道案件を受注してこなかった企業も含め、各社鉄道人材育成に力を入れ始めているとのことであるが、引き続き、鉄道業界及び関連企業との対話、早期のプレ公示の実施、業務指示書において実績の少ない企業でもプロポーザルを提出できるよう具体的な業務指示書作成及び先行者有利とならない内容のプロポーザルでの提案を求める等に配慮し、また関連文書を資料として貸与するなどの取り組みを続ける。

(3) 補足情報

| 項 目 | 補足情報 |
|--------|--|
| ① 応募要件 | (1) 参加要件 ・ 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。 |

5. ミャンマー国「ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ2 協力準備調査」

| | |
|--------------------------------------|---|
| | (2) 参加の制限 特になし。 |
| ② 契約の経緯 | <p>本案件に先立ち、JICA は、全国運輸交通プログラム形成準備調査ヤンゴン～マンダレー間鉄道改修・近代化事業を実施（オリエンタルコンサルタンツグローバル・国際開発センター・アルメックが受注）。</p> <p>また、上記調査をもとに、JICA は、ヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業フェーズ1の詳細設計を実施（オリエンタルコンサルタンツグローバル・日本コンサルタンツ・パシフィックコンサルタンツ・トーニチコンサルタンツ・アジア航測が受注）。</p> <p>さらに、上記設計をもとに、先方実施機関が施工管理コンサルタントを発注。（オリエンタルコンサルタンツグローバル・日本工営・日本コンサルタンツの共同企業体が受注）。</p> <p>本案件と上記業務のコンサルタントは一部重複しているが、すべての構成員が同一というわけではない。本案件の選定手続きにあたり、これら先行案件の資料を貸与資料とし、これまでヤンゴン・マンダレー鉄道整備事業等のミャンマーの鉄道事業案件を受注していない者に対して、先行者との大きな情報の偏りが無いよう努めた。</p> |
| ③ 要員確保 （コンサルタントの Availability） | <p>辞退企業から「自社で業務主任者・業務従事者が確保できない」「自社単独で実施が困難で、共同企業体の結成や補強相手が確保できない」との回答があったとおり、本邦コンサルタント業界における本分野での専門人材が不足している。</p> |
| ④ 継続性 （後続事業あり） | <p>今後、詳細設計業務のコンサルタントの調達が見込まれる。</p> |
| ⑤ その他 | <p>特になし</p> |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|----------------------|--|
| (1) 担当部署 | 評価部事業評価第一課 |
| (2) 案件名 | 2016年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-1(チュニジア、モロッコ) |
| (3) 業務区分 | 業務実施契約 |
| (4) 対象国 | 全世界 |
| (5) 契約金額 | 35,519,040円 |
| (6) 総人月 | 5.95 |
| (7) 目的 | 2016年度案件別外部事後評価として、DAC評価5項目(妥当性、効率性、有効性、インパクト、持続性)による評価を行うものである。 対象案件は以下3案件： ①チュニジア「北部地域導水事業」(円借款) ②モロッコ「地中海道路建設事業(Ⅰ)(Ⅱ)」(円借款) ③モロッコ「地方道路整備事業」(円借款) |
| (8) 業務従事者分野 (公示時) | (1) 総括/プロジェクト評価1、 (2) プロジェクト評価2 (3) 統計分析 ただし(3)については、③モロッコ「地方道路整備事業」にかかる詳細分析を提案する場合にのみ業務従事者として加えるとした。 なお、外部事後評価では、基本的に1人のコンサルタントが1つの案件の事後評価を担当している(総括か否かを問わず、現地調査、国内作業、成果品取りまとめを全て1人のコンサルタントが従事する。 |
| (9) 契約相手名称 | 学校法人早稲田大学 |
| (10) 公示日 | 2016年9月28日 |
| (11) 業務指示書配布日 | 2016年9月28日から2016年10月4日まで |
| (12) プロポーザル作成期間 | 17日間 |
| (13) 関心表明者数および表明者名 | 5者 ・学校法人早稲田大学(契約相手方) ・株式会社グローバル・グループ21ジャパン ・株式会社トレア ・EY新日本サステナビリティ株式会社 ・株式会社アルメックVPI |

2. 一者応募となった要因・背景及び対策

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

① 背景

- 外部事後評価では、複数国に跨る現地調査による作業効率化や契約管理の負担軽減の観点から、毎年対象案件（毎年80～100案件程度）を20程度のパッケージに分け、公示を行っている。
- 2016年度は29パッケージ（95案件）について公示を行い、そのうち15パッケージが一者応募となった。
- コンサルタントは通常得意なセクター、国（言語）・地域やスキームにより、応募する案件を他業務従事者や共同事業体（JV）先のスケジュールも勘案しつつ検討している。

② 事後評価全体に係る要因

- 事後評価では、評価の客観性・独立性を確保する観点から、過去、該当事業の事業計画策定や実施段階に関与した個人・法人は応募できないという制約がある。
- 事業効果を裏付ける根拠の収集を効率的・効果的に実施する能力、さらにはこれらの根拠を一定の基準に沿って判断する技能・経験も求められることから、一般論としてコンサルタント等の母集団が小さくならざるを得ない。
- 通常の協力準備調査等と異なり、本体事業に繋がる業務ではないためコンサルタント企業にとっては魅力的ではないという点もあると考えられる。
- M/M が限られている割に業務期間が長く拘束されることが企業にコンサルタントにとってデメリットとなっているとの声もある。

③ 本契約に係る要因

- 各社とも適切な業務主任者や他業務従事者、JV先が見つけられなかった（対象セクター／国・地域で経験を有する者とのスケジュール調整ができなかった）。特に、本件の再公示のタイミングでは、既に各社とも複数の事後評価案件を受注しており、配置可能な人材が少なくなっていた（既受注業務との調整が困難であった）。
- 少ない人材で効率的に受注することを念頭に、同時期に公示された他パッケージと本パッケージを検討した結果、他パッケージに応募した。
- 対象案件のうち、③モロッコ「地方道路整備事業」について、事業がもたらす女性へのインパクト（経済的エンパワメント・教育・母子保健など）をジェンダーの視点に立って確認・分析する詳細分析を推奨した（詳細分析を実施しないことも可とした）。この詳細分析では、統計的手法を用いた定量分析を想定しており、必要に応じて専門知識を有する業務従事者（(3)統計分析）を要員に加えることも可としていた。ただし、外部事後評価では本格的な定量分析はあま

り過去に実績がなかったことから、各社とも人材の確保が困難であった。

(2) 今後講ずる対策

外部事後評価全体で以下の対策を実施済みであり、今後も継続していく予定である。

- コンサルタント等に対して、業務内容の説明会を開催（業務内容説明会は受注経験者も参加するが、別途新規参入者向けに外部事後評価制度や考え方について説明するセッションも設定）。
- 国・地域、スキーム、セクター、及び応募が想定される企業等（個人を含む）の規模を勘案し、より応募しやすくなるようにパッケージサイズを適正化。
- 各パッケージのプレ公示を早めに実施。
- プロポーザル評価対象者を基本的に総括 1 名に限定し、プロポーザル評価対象者に課される最低 M/M 及び担当案件数の条件を緩和。
- 中長期的な視点からの受注者・評価者人材の増加に向けたパッケージ設定の工夫（外部事後評価の未経験者や企業も応募しやすい案件でパッケージを構成し、想定される応募者についても業務指示書に記載）。
- M/M が限られている割に業務期間が長く拘束される点等がヒアリングで指摘されていることを踏まえ、M/M の見直しを行った。
- 排除者条項を緩和（応募企業に評価対象事業の計画策定や実施段階に関与した個人が所属していたが、それが再委託や非常に限定された一部の範囲であって評価の中立性・独立性に影響を与えないと考えられる場合、もしくは関与していた個人が既に退職している場合などに、個別に排除者条項の適用除外についてプロポーザル提出前に機構側に説明、確認できることとした）。

(3) 補足情報

| 項目 | 補足情報 |
|-----------------------------------|--|
| ① 応募要件 | 対象国：モロッコ、チュニジア及びその他全途上国 言語：英語 類似業務：事業評価に係る各種調査 参加要件：海外における事業評価に係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること |
| ② 契約の経緯 | 特になし |
| ③ 要員確保 (コンサルタントの Availability) | 過去 3 年間、事後評価に応札したコンサルタント会社は約 30 社、うち受注に至ったのは 17~19 社である (JV による受注は構成員もカウント)。上記の通り、排除者条項や案件の規模が小さいことから、大手コンサルタント会社は敬遠する傾向があり、また、DAC 評価 5 項目等の知識・理解等の前提条件があるため、新規参入が難しい。 |

6. 全世界「2016年度案件別外部事後評価パッケージⅣ-1（チュニジア、モロッコ）」

| | |
|-------------------|---|
| | <p>従って、応募・受注するのは中小・個人経営コンサルタント会社が大半を占める。</p> <p>ただし、事後評価未受注の関心者層の発掘に向け、業務説明会の開催や公示上の工夫も継続しており、新規の応募者は2016年度9社（うち受注2社）、2017年度7社（うち受注2社）と増えてきており、事後評価を受注可能なコンサルタント等の母集団は少しずつではあるが増加していると考えられることから、中長期的な取り組みを継続していくことが重要であると考えられる。</p> |
| ④ 継続性 （後続事業あり） | 特になし |
| ⑤ その他 | 特になし |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|------------------------|--|
| (1) 担当国内機関 | 南アジア部南アジア第一課 |
| (2) 研修コース名 | インド鉄道省職員研修運営管理業務 |
| (3) 研修受入形態 | 国別研修 |
| (4) 研修分野分類 | 運輸交通 |
| (5) 研修受入期間 | 2017年2月～2018年1月の間に計8回、各回2週間 |
| (6) 参加人数・参加国 | 284名・インド |
| (7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標) | インド国鉄道省の中堅職員に対し、我が国の鉄道政策、システム、技術に関する知見を習得頂くことで、インドの鉄道分野の総合的な人材育成を図るもの。 |
| (8) 契約金額 | 665,872,920円 |
| (9) 契約相手名称 | 共同企業体代表者 日本コンサルタンツ株式会社 構成員：一般財団法人日本国際協力センター |
| (10) 公募期間 | 20日間 |
| (11) 関心表明者数および表明者名 | 一者：日本コンサルタンツ株式会社 |

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因(ヒアリング結果)

日本コンサルタンツ株式会社は、JARTS(一般社団法人海外鉄道技術協力協会)の実績を引き継ぎつつ、日本の主要な鉄道事業者10社(以下のとおり。)の出資により設立された、海外鉄道コンサルティングを主要業務とする会社である。

- 東日本旅客鉄道株式会社
- 西日本旅客鉄道株式会社
- 東京地下鉄株式会社
- 九州旅客鉄道株式会社
- 日本貨物鉄道株式会社
- 東京急行電鉄株式会社
- 京阪電気鉄道株式会社
- 西武鉄道株式会社
- 京王電鉄株式会社
- 大阪市交通局

同社はこれまでに、JICAが実施する鉄道セクターの課題別研修である「都市鉄道の運営」コースの研修管理業務のほか、インドでは「インド国高速鉄道建設事業詳細設計調査【有償勘定技術支援】」等の業務を受注している。

本事業の立案・実施に当たっては、インド鉄道セクターにかかる一定の知見のほか、単に研修日程の立案だけではなく、外国人研修員に対する大規模な受入業務を伴うことから、日本コンサルタンツ株式会社以外に応札のインセンティブが働かなかったものと思われる。

また、当然ながら、経験・能力のみで考えると、東日本旅客鉄道株式会社や西日本旅客鉄道株式会社が単独で応札することもできるのではないかと考えるが、出資先の日本コンサルタンツ株式会社と競争する意義は見いだせなかったのではないかとと思われる。

(2) 今後講ずる対策

研修日程の立案・調整等の業務については、上述のとおり競争性を確保することが難しいが、研修生側のニーズを考慮する必要はあるものの、研修プログラムの内容や契約の形態を検討し、より多くの企業の関心を喚起するよう取り組む。

(3) 補足情報

| 項目 | 補足情報 |
|--------|--|
| ① 応募要件 | <p>各要員に設定した要件は以下の通り。</p> <p>【総括／研修業務総括】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英語能力資格（TOEIC730 点以上または同等以上の英語力） ● 外国人の招聘アレンジ等の類似業務経験（実務経験 5 年以上） <p>【鉄道政策/運営（1）】 鉄道分野に関する技術協力もしくは外国人の招聘プログラムの経験（実務経験 5 年以上）</p> <p>【鉄道政策/運営（2）】 鉄道分野に関する技術協力もしくは外国人の招聘プログラムの経験</p> <p>【研修事務管理（1）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英語能力資格（TOEIC730 点以上または同等以上の英語力） ● 外国人の招聘プログラム同行および英語および日本語を用いた高度な調整業務等の経験（実務経験 3 年以上） <p>【研修事務管理（2）～（4）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 英語能力資格（TOEIC730 点以上または同等以上の英語 |

7.国別研修「インド鉄道省職員研修」運営管理業務」

| | |
|---------------------------|--|
| | <p>力)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 外国人の招聘プログラム同行および英語および日本語を用いた高度な調整業務等の経験 |
| ② 契約の経緯・変遷 | <ul style="list-style-type: none"> ● 2015年12月の日印首脳会談において、本研修の実施が両国間で合意された。 ● 2016年10月にインド政府から日本政府に対して本件に係る正式要請要請文書が接到。 ● 2016年12月に入札公告実施。 |
| ③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体 | <p>現段階では想定なし (但し、研修受入業務部分のみであれば、一般財団法人 国際協力センター、国際サービス交流協会等が実施可能と思われる。)</p> |
| ④ 類似研修コースの実施実績 | <p>JICA 課題別研修「都市鉄道の運営」コースの研修管理業務 (2016年度～2018年度)</p> |
| ⑤ その他 | |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|------------------------|---|
| (1) 担当国内機関 | 東京国際センター |
| (2) 研修コース名 | 公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム |
| (3) 研修受入形態 | 課題別研修 |
| (4) 研修分野分類 | 経済政策-財政（歳出・公共支出管理） |
| (5) 研修受入期間 | 2016年7月24日～2016年8月6日 |
| (6) 参加人数・参加国 | 25人 ガーナ、カンボジア、ケニア、スリランカ、タンザニア、パプアニューギニア、フィジー、ブータン、ベトナム、モンゴル、ラオス、ミャンマー、イラク、インド、キルギス、マレーシア、フィリピン、タイ、ナイジェリア、ウガンダ |
| (7) 研修目的及び研修到達目標（単元目標） | <p>【背景】 本コースは、円借款等の対外借り入れ拡大の可能性があり、公的対外債務の管理能力強化が必要となってくる国等、当機構との関係構築、強化が有用とみられる国の財政当局（対外債務管理部門）高官を対象に、世界銀行と密接に連携し ALM(Asset Liability Management：資産・負債の総合管理)の視点強化を図るものである。</p> <p>【目的】 最新の公的債務管理に係る戦略策定・管理手法に加え、日本の戦後経済復興における資金調達の経験や、アジア金融危機における新興国の経験といった国際金融に係る講義や演習を通じて、対象国の公共財政管理・公的債務管理の強化を行うことを狙いとする。資産・負債の総合管理(Asset Liability Management:ALM)の視点を考慮しつつ、公的債務管理に係る高度な知見提供と演習を通じて、債務国の公共財政管理能力強化に貢献する。</p> <p>【研修で達成されるべき成果】</p> <p>(1) 日本及び他国の経験の理解を通じて、自国の公共財政管理・公的債務管理の現状の課題を理解する。</p> <p>(2) 財政規律の維持及び資金調達の強化に資する方策を理解する。</p> <p>(3) 財政規律の維持及び資金調達の強化に向けた優先課題に関する方策を検討・提案する。</p> |
| (8) 契約金額 | 10,012,316円 |
| (9) 契約相手名称 | 共同企業体代表者：公益財団法人国際通貨研究所 |

8.課題別研修「公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム」

| | |
|--------------------|------------------------------------|
| | 構成員：一般財団法人日本国際協力センター |
| (10) 公募期間 | 12日間 |
| (11) 関心表明者数および表明者名 | 1者（公益財団法人国際通貨研究所/一般財団法人日本国際協力センター） |

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

金融分野として、日本の金融行政や証券取引市場にかかる課題別研修を受注している社は有るものの、本案件は公共財政管理、公的債務管理といった中央政府の財政に集中した内容で、その専門性があることに加え、世銀連携を前提とした実施という条件の複雑さにより、他社の関心を引くことが困難であった。

(2) 今後講ずる対策

関連分野（金融・財政分野）の人材を有し、また研修の受入れを実施した経験のあるコンサルタント企業等の発掘を試みるとともに、より前広な情報共有をはかる。

(3) 補足情報

| 項目 | 補足情報 |
|----------------------|---|
| ① 応募要件 | 基本要件に加え以下のとおり。 (2) その他の要件 ①案件受託上の条件として、2016年度案件を第1回目として受託し、2018年度まで計3回、同一案件を受託可能であること。なお、2016年度案件を受託した者とは、業務実施状況に特段の問題がない限り、2018年度案件まで随意契約を行う予定です（但し、研修対象国の状況など予期しない外部条件の変化が生じた場合を除く）。また、契約は、年度ごとに業務量、価格等について見直しを行なった上で締結します。 ②業務を統括するための業務総括者を選任し、機構担当者と密接な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。 ③業務総括者は金融・財政分野の研修実施の経験を有すること。 |
| ② 契約の経緯・変遷 | 参加意思確認公募にて、他団体の参加意思を確認。意思表示をした社は無し。 |
| ③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測 | 不明 |

8.課題別研修「公共財政管理・公的債務管理エグゼクティブ・プログラム」

| | |
|----------------|---|
| される団体 | |
| ④ 類似研修コースの実施実績 | <p>「南部アフリカ地域開発金融機関のためのプロジェクトバリューチェーンの強化」、及び「アセアン地域債券市場整備II」（いずれも課題別研修、2014年度～2016年度、及び更新後の2017年度～2019年度（予定））は、同受託機関により実施。</p> |
| ⑤ その他 | |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|------------------------|---|
| (1) 担当内機関 | 北海道国際センター（札幌） |
| (2) 研修コース名 | 2016年度青年研修（タイ／障がい者支援制度） |
| (3) 研修受入形態 | 青年研修 |
| (4) 研修分野分類 | 社会保障 |
| (5) 研修受入期間 | 2016年10月10日から2017年11月3日まで |
| (6) 参加人数・参加国 | 14名・タイ |
| (7) 研修目的及び研修到達目標（単元目標） | <p>案件目標： 研修員が、障がい者が主体的に役割を担える地域連携構築に向けた、実行可能なアイデアを作成する。</p> <p>研修の到達目標（単元目標）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 社会、環境により生じる障がい（障がいの社会モデル）の視点の獲得 2) 障がい者の人権、当事者運動の意義の理解 3) 障がい者、高齢者による地域社会の発展の意義の理解 4) 障がい者を取り込んだ地域発展のための、地域資源の連携手法の理解。 5) 1)～4)を踏まえた行動のためのアイデア作成。 |
| (8) 契約金額 | 4,026,894円 |
| (9) 契約相手名称 | 社会福祉法人ゆうゆう |
| (10) 公募期間 | 22日間 |
| (11) 関心表明者数および表明者名 | 1者（社会福祉法人ゆうゆう） |

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

・契約相手方以外で当センターの研修等受注実績のある社会保障分野に関連した法人として、DPI北海道ブロック会議があり、同団体にヒアリングしたところ次のとおり。「当団体は障害当事者団体であり、これまで障害当事者を対象にした研修を実施してきたおり、団体の理念として可能な限り障害当事者を対象にした研修を実施したいと考えているため、障害当事者のみを対象にしていない研修の実施は考えていない。」

・その他受注可能と思われる者にヒアリングしたところ以下のとおりの回答。

- 「同時に公募していた地方行政分野のリソースを団体としてはより多く把握していたため、社会保障分野ではなく、地方行政分野の青年研修に応募した。（公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター）」
- 「中小企業振興が団体の目的であるため、社会保障分野ではなく、同時に公募していた中小企業振興分野に手を挙げた。（公益財団法人北海道科学技術総合振興センター）」
- 「2016 年度は他の事業との兼ね合いで研修は受託しない方針である。（一般財団法人 日本国際協力センター）」

(2) 今後講ずる対策

- ・ さらに当該分野についてのニーズを受託先の候補となる機関に周知する、JICA センター主導でのリソース調査などを通じて北海道でのリソースの開拓、発掘に努める。
- ・ リソースとなるような社会保障分野の取り組みを行う団体と社会保障分野での研修実施に関心のある機関を繋げ、共同企業体で実施するといった多様な形態での実施の可能性を確保する。
- ・ 実施時期に柔軟性を持たせて公募を行い、応募しやすい環境を整える。

(3) 補足情報

| 項目 | 補足情報 |
|--------|---|
| ① 応募要件 | <p>(1) 公告日において、平成 25, 26, 27 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」の「A」または「B」または「C」または「D」の認定等級（資格）を有すること。（同資格審査結果通知書（写し）を添付すること。）なお、同資格審査結果通知を有していない場合は次の書類5点を添付すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定款※若しくは寄付行為又はこれらに相当する文書 ※定款とは、法人の基本的なルールを定めた文書です。定款には、法人の目的、名称、事務所をはじめとした組織に関する基本事項（法律に定められた事項）が記載されます。 ・ 法人登記簿謄本（コピーで可、法人格を持たない団体は提出不要です。） ・ 直前営業（事業）年度事業報告書（JICA 関連事業及び団体独自の活動を含む） ・ 直前営業（事業）年度収支報告書 ・ 納税証明書（その3の3）（写） <p>(2) 応募意思確認書提出の時点で、独立行政法人国際協力機構一般契約事務取扱細則（平成 15 年細則（調）第 8 号）第 4 条の規程に該当しない者であること。</p> <p>(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更</p> |

| | |
|---------------------------|---|
| | <p>正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者（手続開始の決定後、再認定を受けた者を除く）でないこと。</p> <p>（4）公告日から契約開始の日までの期間、契約に関し当機構から指名停止措置を受けていないこと。</p> <p>（5）業務を統括するための統括責任者を選任し、機構担当者と綿密な連絡を保ちつつ、研修業務が円滑に進むような体制を構築すること。また、本業務の遂行に確実な履行体制を有していること。</p> |
| ② 契約の経緯・変遷 | <ul style="list-style-type: none"> ・ JICA 北海道において、当該分野の青年研修は今回が初めてである。 ・ 受託先である社会福祉法人ゆうゆうの地域福祉の事業は、資源の少ない地域社会で障害者を支える途上国の参考になることから、同法人をリソースとした研修を計画した。 ・ 同法人の受託が想定される一報で、同法人との連携あるいは研修先を同法人とすることによる他の団体の研修実施も可能であることから、複数案件の公募を一括して行う際の案件一覧に追加し、多くの団体への周知を図った。 ・ 結果、特定者としていた同法人以外の関心表明がなく、同法人との契約が決定した。 |
| ③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 公益社団法人 北海道国際交流・協力総合センター ・ 一般財団法人 日本国際協力センター |
| ④ 類似研修コースの実施実績 | 特になし。 |
| ⑤ その他 | 特になし。 |

案件情報シート

1. 基礎情報

| 項目 | 詳細情報 |
|------------------------|---|
| (1) 担当国内機関 | 沖縄国際センター |
| (2) 研修コース名 | 2016-2019 年度課題別研修「沖縄国際センター・情報通信技術分野課題別研修」(1年次) |
| (3) 研修受入形態 | 課題別研修 |
| (4) 研修分野分類 | 情報通信技術 |
| (5) 研修受入期間 | (A) 2016/08/31~2017/02/03 (B) 2016/10/05~2017/03/21 (C) 2017/02/01~2017/06/09 (D) 2017/03/15~2017/07/27 |
| (6) 参加人数・参加国 | 39人 / (A)8人・(B)11人・(C)10人・(D)10人 (A) フィリピン、ラオス、ミャンマー、ベトナム (B) マレーシア、フィジー、PNG、トンガ、パラオ、ボツワナ (C) ツバル、サモア、イラク、スーダン、ナミビア (D) バングラデシュ、パキスタン、ジンバブエ、ルワンダ、 コソボ、キルギス、ウズベキスタン |
| (7) 研修目的及び研修到達目標(単元目標) | <単元目標 (A) > 所属組織の業務プロセスに係る現状を分析し、 問題点を把握することが出来る。 <単元目標 (B) > ICT ソリューションの設計・開発に有効な方法を検討し、 説明することが出来る。 <単元目標 (C) > 適切な ICT ソリューションの提案、構築や運用改善 (設計・開発・管理)ができる。 <単元目標 (D) > 所属組織の業務上の課題に対する解決策をまとめた プロジェクトの企画ができる。 |
| (8) 契約金額 | 194,961,600 円 |
| (9) 契約相手名称 | 共同企業体代表者：富士通株式会社 構成員：株式会社富士通ラーニングメディア、株式会社 JECC |
| (10) 公募期間 | 22 日間 |
| (11) 関心表明者数および表明者名 | 1 者 富士通株式会社 |

2. 一者応募となった要因・背景

(1) 背景・要因（ヒアリング結果）

前回入札（2014年度実施）で本研修は株式会社アイ・ラーニング（以下アイ・ラーニング社）と富士通株式会社（以下富士通）の2者から応札があり、その時はアイ・ラーニング社が研修を受託した。2014年度～2016年度（3年間）はアイ・ラーニング社及びその共同企業体(株式会社メディアトランスポート)が本研修を実施する予定だったが、2年次終了の時点で本邦研修の経費持ち出しにより、経営赤字を計上。これにより同委託先より3年次の業務委託契約の辞退の申し出があり、沖縄国際センターはこれを認めざるを得なかった。そのため2016年度以降の研修委託先を急遽調達する必要性が生じ、他業者への事前の案内を十分に行うことができず、ホームページによる公示（入札（総合評価落札方式））のみとなった。

その後の日程は以下のとおり

- ・2016年3月上旬：公示（一般競争入札／総合評価 落札方式）
参加表明は富士通株式会社1者のみとなり、同者より技術提案書を受け取った。
- ・2016年4月下旬：委託契約選定委員会
JICA 沖縄国際センター管理職3名による評価審査の結果、同提案書の技術点を合格とした。
- ・2016年5月下旬：入札会
富士通株式会社が落札。
- ・2016/6月上旬：契約締結（富士通株式会社／共同企業体）

(2) 今後講ずる対策

沖縄国際センターの情報通信技術分野課題別研修は1985年に開始し、これまで以下の機関(表1)が受託してきた

表1. ICT 研修受託機関(1985～現在)

| 研修受託機関 | 契約期間 | 入札/随契 | 応札者数 |
|-------------------------|---------------|--------|------|
| 富士通株式会社(共同企業体) | 2016～2019(予定) | 一般競争入札 | 1者 |
| 株式会社アイ・ラーニング(共同企業体) | 2014～2015 | 一般競争入札 | 2者 |
| 富士通株式会社(共同企業体) | 2011～2013 | 一般競争入札 | 3者 |
| 富士通株式会社+日本電信電話株式会社(NTT) | 2008～2010 | 一般競争入札 | 1者 |
| 日本電信電話株式会社(NTT) | 2005～2007 | 一般競争入札 | 2者 |
| 日本電信電話株式会社(NTT)+富士通株式会社 | 1985～2004 | 随意契約 | - |

1985～2004 年度までは NTT 社が主体だったが、同社は元々通信事業を生業とした企業であるため、研修内容は通信/データベース等の情報処理関連が主だった。それら内容を補完した企業が富士通株式会社である。情報処理技術の発展、インターネット普及といった時代の変遷により、技術者養成の位置付けから、ICT 利活用の促進を全般的に盛り込んだ「組織能力強化型」へとシフトした。これにより NTT 主体型から、2008 年度以降は完全に富士通主体となった。ICT を主軸とした研修(人材育成)はそれに特化した知識/技術を提供可能な団体(又は企業)に限られ、その中で最も適した企業は、過去の実績から富士通株式会社とその共同企業体(2016～現在)と言える。過去 7 回コース体系見直しを行ってきたが、同社は幅広いニーズに対応が可能で、分野特殊性にも適している。

一方、2014～2015 年度の受託機関：アイ・ラーニング社は 2016 年度の研修を辞退しているため、その後の応募はない。今後も富士通を主体とした共同企業体が応募すると予想される。しかしながら、現在の研修受託機関が富士通社ほぼ一社に限られるため、今後は同社のような研修実施が可能な団体の発掘が必要である。

(3) 補足情報

| 項目 | 補足情報 |
|---------------------------|---|
| ① 応募要件 | 平成 25・26・27 年度全省庁統一資格の「役務の提供等」で等級「A」または「B」または「C」に格付けされている企業またはその共同企業体 |
| ② 契約の経緯・変遷 | 契約の経緯：上記の通り |
| ③ 受託機関以外に本研修を実施可能と推測される団体 | 日本電信電話株式会社 (NTT) 株式会社アイ・ラーニング 株式会社オーシーシー (2011 年度入札参加) トランスコスモス株式会社 (2011 年度入札参加) |
| ④ 類似研修コースの実施実績 | ・沖縄国際センター情報通信技術分野課題別研修 契約期間：2011/7 月から 44 ヶ月、2008/5 月から 45 ヶ月 案件概要：海外の研修員を日本に招き、英語にて ICT 研修を実施するとともに、日本の ICT の最先端施設を見学 ・沖縄国際センター電子政府推進のためのセキュリティ強化研修/フォローアップ協力業務 契約期間：2016/6 月から 2 ヶ月 案件概要：モンテネグロ国にてフォローアップ研修業務としてペネトレーション研修を実施した。 |

| | |
|--------------|--|
| | <p>・ JICA ベトナム事務所/住民参加型防災システム実用化に向けた実証実験 契約期間：2015/1月から12ヶ月 案件概要：スマートフォンを活用した住民参加型防災システムの実証実験を行った。（ベトナム/フエ省）</p> <p>・ JICA ベトナム事務所/ICTを活用した高品質野菜栽培有効性調査 契約期間：2015/10月から6ヶ月 案件概要：ICTにより農作業履歴や生育情報等を収集して活用する日本式農業の有効性を評価する実証実験を行った。（ベトナム/ハナム省）</p> |
| <p>⑤ その他</p> | <p>○要員確保： 株式会社富士通ラーニングメディア（富士通グループ）より多岐に渡るICT関連の講義が可能な講師確保が可能。</p> <p>○継続性： 富士通グループは、豊かで夢のある未来の実現に向けて、ICTを活用して、地域社会や世界の人々と新たな価値や知恵を共創し、地球と社会の持続可能な発展に貢献したいと考えている。 また持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals 以下SDGs）が国連で採択され、国際目標として明確化されたことを機に、これまで以上に社会の持続可能性に貢献していくことを目指している。 SDGsを実現するためには、幅広い分野において“最適化”“効率化”“自動化”などをもたらすICT技術は、国際社会の問題解決に大いに貢献できる可能性を持っている。こういった理由から、今後も継続して国際貢献が期待できる。</p> <p>科目が終了する毎に「科目終了報告書」を提出。 その資料を元にJICA案件担当は研修員のテスト結果や講師の感想を確認し、「SLA(Service Level Agreement)管理表」にてその旨科目の必要性や品質の管理を行っている。 またコースが終了する毎に「業務完了報告書」の提出を義務付けている。</p> |

2018年3月2日
JICA 調 達 部

2016年度アドバイザー契約の概要

1. 全体状況

2016年度に締結されたアドバイザー契約は、国内1名、在外46名。

2. 在外事務所におけるアドバイザー契約

(1) 業務内容による分類

1) 事務所の存在しない国における連絡・調整担当として周辺事務所が契約するケース・・・9名（マケドニア、コソボ、ウクライナ等）

2) 事務所が契約するが、プロジェクトサイト等で現地における技術的専門人材として協力活動（プロジェクト）そのものに従事しているケース

① 治安の理由で日本人が直接現地で指導に当たることが難しい場合・・・3名（アフガニスタン）

② その他現地でのリソースとして事業の現場で活用される場合
・・・10名（ホンジュラス、ルワンダ、ネパール等）

3) 主として事務所内で業務に従事するケース

① 現地労働法規との関係上、雇用契約でなくアドバイザー型契約を締結している場合・・・3名（ポリビア、ミャンマー）

② 非常勤ベースの事務所支援要員・・・4名（インド、アフガニスタン）

③ 広報・ITアドバイザー・・・7名（カンボジア、ラオス、南スーダン等）

④ その他事業実施に関する専門的知見（教育、下水道、金融・投融資等）を有する人材・・・10名

(2) 契約方法による分類

1) 特命随意契約・・・25名

2) 企画競争による人選・・・21名

(3) 契約金額による分類（契約期間は通常1年以下、円貨換算）

1) 2,000千円以下・・・24名

2) 2,000～4,000千円・・・14名

3) 4,000～6,000千円・・・3名

4) 6,000千円以上・・・5名

(4) 金額が大きい契約

- 1) PPP・海外投融資案件実施促進・財政専門家
(ベトナム：15,029 千円／年)
- 2) シニア・アドバイザー（教育）
(エジプト：12,654 千円／年)
- 3) （農業等）プログラム担当在外専門調整員
(南スーダン：8,482 千円／年)
- 4) 都市給水事業者の能力評価コンサルタント
(ネパール：6,290 千円／7 か月)
- 5) 上下水道分野の技術支援
(ペルー：6,129 千円／年)

備考：上記の他に 67 名の安全対策アドバイザーと契約。

契約に際しては、現職警官との契約は望ましくなく、現在契約中の場合は、別人材を探して切り替えるよう本部（安全管理部）より在外事務所・支所に指示済み。

以上

2018年度契約監視委員会
運営方針(案)

1. 審議対象事項

(1) 競争性のない随意契約の点検

- 競争性のない随意契約（2017年度）の点検（任意抽出）

(2) 競争性の確保（一者応札・応募の点検）

- 2回連続で一者応札・応募となった契約の点検（2017年度及び2018年度）
- コンサルタント契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2017年度）
- 研修委託契約のうち一者応札・応募となった契約の点検（任意抽出）（2017年度）
- 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2017年度）

(3) 各種報告

- 調達等合理化計画（2017年度自己評価及び2018年度計画案）
- 契約実績（随意契約、一者応札・応募実績）

2. 開催予定

| 開催予定 (時期の目安) | 審議／報告対象事項 |
|-----------------|---|
| 第1回 (6月上旬) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2017年度の総括／2018年度の作業計画の承認 ・ 2回連続一者応札・応募の点検（2017年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2017年度） ・ 調達等合理化計画（2017年度自己評価及び2018年度計画案） |
| 第2回 (9月上旬) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 競争性のない随意契約の点検（2017年度） ・ 後続案件の受注者選定時における先行案件の収集情報の取扱い |
| 第3回 (12月上旬) | <ul style="list-style-type: none"> ・ 2回連続一者応札・応募の点検（2018年度） ・ 参加意思確認公募となった契約（研修委託契約を除く）の点検（2017年度） ・ 2018年度上半期の契約実績（随意契約、一者応札・応募） |
| 第4回 (2月下旬) | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンサルタント等契約及び研修委託契約の点検（2017年度） ・ 2019年度運営方針の確認 |